

2020年10月

制度提供団体 建設コンサルタンツ協同組合
〒170-0013 東京都豊島区東池袋4丁目41番24号
東池袋センタービル7階
TEL 03-5956-5598
FAX 03-5956-5599

建設コンサルタント賠償責任保険 団体募集のご案内

新設

- ◎2020年4月1日に改正された標準契約約款等に基づき締結した建設コンサルタント業務も補償の対象となります。
- ◎保険金支払ありの場合の契約条件の制限を緩和しています。
- ◎保険金支払ありの場合の割増係数を改定しています。

〈本制度のお問い合わせ先〉

【取扱代理店】

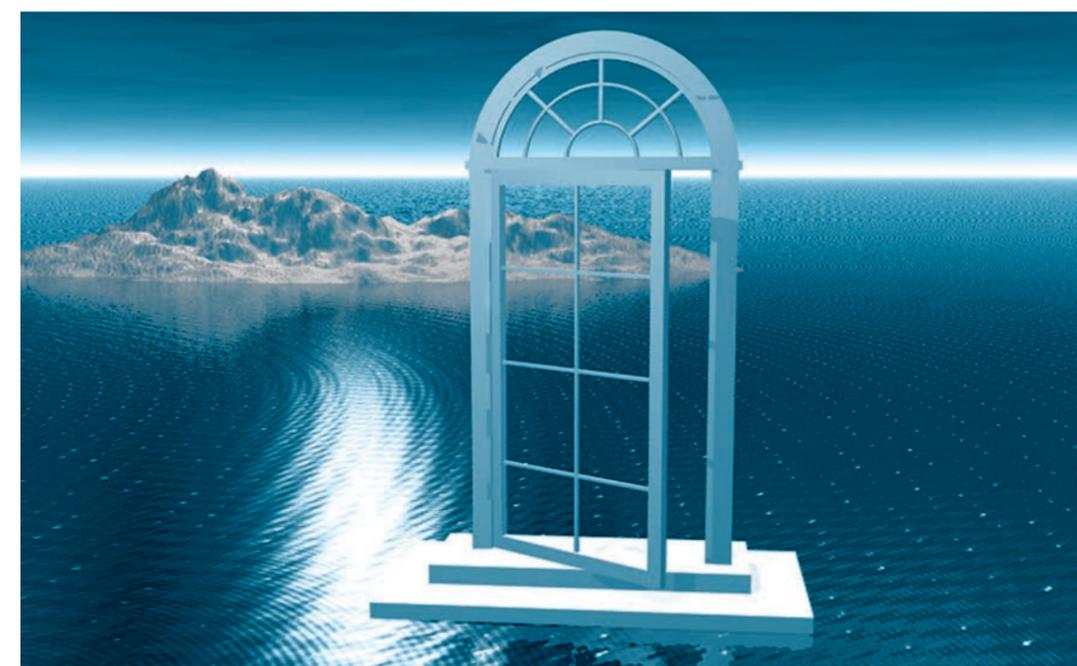
株式会社アールアンドディ セキュリティ
〒102-0075 東京都千代田区三番町1-17 パークサイドアネックス 5F-B
TEL 03-3221-7015
無料通話 0120-868-662
FAX 03-3221-7016
(受付時間：平日の午前9時から午後5時まで)

【引受保険会社】

幹事会社 損害保険ジャパン株式会社 団体・公務開発部第二課
〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1
TEL 03-3349-5402
FAX 03-6388-0161
(受付時間：平日の午前9時から午後5時まで)

副幹事会社 三井住友海上火災保険株式会社

2020年7月30日作成 承認番号SJ20-04877



建設コンサルタンツ協同組合

中小企業コンサルタントの社会的使命達成と
組合員の業績の向上を図る建コンコープ

〈目 次〉

◎ 建設コンサルタント賠償責任保険の主な特長	2 ページ
◎ 建設コンサルタント賠償責任保険の内容	3 ページ
・主契約の補償内容	
・対象となる業務	
・対象となる成果物	
・お支払いの対象となる損害の例	
・お支払いする保険金	
・保険金の計算例	
・お支払いできない主な事由	
・保険期間とお支払いする損害の関係	
・PFI・DB 担保追加条項の補償内容	
◎ 建設コンサルタント賠償責任保険の契約内容の決め方	8 ページ
・契約内容の決め方	
◎ お支払いいただく保険料の計算	9 ページ
・修正売上高の算出	
・保険金支払有無による割増・割引制度	
・PFI・DB 担保係数	
・＜2017年10月1日以降に保険金支払なしの場合＞	
保険金額・自己負担額（免責金額）別基本保険料早見表	
・＜2017年10月1日以降に保険金支払ありの場合＞	
保険金額・自己負担額（免責金額）別基本保険料早見表	
・保険料計算例	
・一時払の概算保険料	
◎ 建設コンサルタント賠償責任保険の加入手続き	19 ページ
・契約方式	
・加入依頼書の送付	
・保険料の払込み	
・保険料の振込先	
・加入依頼書の記載例	
◎ 保険期間の途中で加入、保険金額を変更する場合	21 ページ
・中途加入の場合	
・その他変更手続きの留意点	
・保険金額を変更する場合	
◎ 事故が発生した場合の手続き	22 ページ
・保険金お支払いまでの主な流れ	
・保険金お支払いに関する注意点	
◎ 事故連絡票	24 ページ
◎ ご加入にあたり、特にご注意いただきたいこと	25 ページ
◎ 適用する約款等	27 ページ

◎建設コンサルタント賠償責任保険の主な特長

【 特 長 】

1. 建設コンサルタント（国土交通省登録）の成果物の瑕疵によって生じた賠償事故を対象とする建コンコプが契約者となる団体契約であり「**建コンコプ組合員のための賠償責任保険**」です。

※国土交通省の「建設コンサルタント登録制度」に登録されている組合員を対象とします。

2. 「**土木設計業務**」を対象としますが、国土交通省に登録をしている場合「**地質調査業務**」や「**単独に受託した測量業務**」を含めることも可能です。

3. PFI・DB 担保追加条項

標準委託契約約款等と異なる契約形態（PFI 事業等）の成果物の瑕疵は本保険の対象外でしたが、本特約をセットすることで補償の対象となります。

4. 子会社には求償権を行使しませんので安心です。

下請負人の成果物に瑕疵があり、加入者の損害賠償責任として保険金をお支払いした場合、保険会社は保険金相当額の返還を下請負人に請求することができますが、**下請負人の発行済株式総数の50%超を加入者が所有している場合には、原則として求償権を行使しませんので、安心してご加入いただけます。（建設コンサルタント業務追加条項第8条）**

5. 保険料は**全額損金処理**（※）することができます。

（※）今後、法改正により変更になる可能性があります。また、実際の税務処理につきましては、税理士にご確認ください。

6. **年間包括方式**のため、受注ごとの報告が不要で手間がかかりません。保険の手配もありません。

7. 事業所が複数ある場合でも、**本社で一括して**加入することにより、保険料が割安になります。

8. 2020年4月1日に改正された標準契約約款等に基づき締結した建設コンサルタント業務も補償の対象となります。

◎建設コンサルタント賠償責任保険の内容

主契約の補償内容

加入者が、公共土木設計業務等標準委託契約約款（以下、標準契約約款といいます。）または標準契約約款と同様の契約書等^(注1)に基づき、日本国内で行う「土木設計業務」・「地質調査業務^(注2)」・「測量業務^(注2)」に際し、発注者に提出した成果物に瑕疵（契約不適合）があり、加入者が発注者または第三者に法律上の損害賠償責任^(注3)を負担することによって被る損害に対して保険金を支払います。

（注1）2020年4月に改正された標準契約約款および標準契約約款と同様の契約等に基づく場合において「契約不適合責任期間等（同等の規定を含みます）」の規定がある場合は当該規定を適用し、法律上の賠償責任を判定します。

（注2）地質調査業務、測量業務を含めてご加入される場合のみ対象となります。

（注3）設計業務委託契約書に「契約不適合責任期間等（同等の規定を含みます）」に関する規定の記載がない場合には、原則として契約締結日において適用となる法律により法律上の賠償責任の有無が判断されます。

※2020年4月1日以降に締結された設計業務委託契約については2020年4月1日に施行された改正民法が適用されます。

対象となる業務

(1) 日本国内の土木構造物に関する設計業務（土木設計業務）を対象とし、施工管理業務は除きます（ただし、施工管理業務の中で発注された設計業務については対象となります。）。

※土木設計業務の中には、廃棄物処理施設、汚水・排水処理施設の設計業務も含まれます。

(2) 土木設計業務には建築物の設計業務は含みませんが、例外として業務の対象である土木構造物に從属関係にある建物（機械棟、管理棟など）の設計は対象とします。（機械設備・電気設備の設計の瑕疵も含まれます。）

(3) 建設コンサルタント登録と合わせ「地質調査登録規程」に基づいて地質調査業務を国土交通省に登録している組合員は、地質調査業務も保険の対象とすることができます。地質調査業務とは地質または土質に関する資料の提供およびこれに付随する業務であり、建築物施工のために実施する地質調査を含みます。※地質調査業務には、地下埋設物調査業務、土壌・地下水汚染状況調査、汚染処理計画業務も含まれます。

なお、土木設計業務契約に含まれて発注された場合は、土木設計業務とみなします。

「危険度判定の概観調査業務」は除きます。

(4) 測量業務を含めてご加入された場合、次の①～④のような単独で受託した測量業務も保険の対象となります。

①基本測量（測量法第4条）、②公共測量（測量法第5条）、③基本測量および公共測量以外の測量（測量法第6条）、④局地的測量または高度の精度を必要としない測量（測量法施行令第1条）

※土木設計または地質調査業務の一部として行った測量業務（単独でない）の場合は、土木設計業務または地質調査業務として対象となります。

(5) 「発注者と受注者のそれぞれの権利・義務に関する規定や瑕疵発生時の責任分担等」の点において、標準委託契約約款等と異なる契約形態（PFI 事業等）に基づく「土木設計業務」「地質調査業務」「測量業務」は本保険の対象外となります。

加入者が PFI や DB により事業を受注したコンソーシアムに参加し業務の委託者と締結した標準契約約款等と異なる契約形態（PFI 事業等）に基づく「土木設計業務」「地質調査業務」「測量業務」は本保険の対象外となります。（PFI・DB 担保追加条項付帯の場合は補償されます。）

対象となる成果物

成果物	内容
土木設計業務	加入者と発注者との契約の目的となった予備設計・概略設計・詳細設計等の設計書類 ^(注)
地質調査業務 (地質調査業務を含めてご加入の場合)	加入者と発注者との契約の目的となった地質調査報告書、地下埋設物調査報告書
測量業務 (測量業務を含めてご加入の場合)	加入者と発注者との契約の目的となった測量調査報告書

(注) 保守点検調査、危険度判定の概観調査等を含む、いわゆる調査業務報告書類および単独の照査業務報告書類は除きます。

お支払いの対象となる損害の例

対象	例
発注者	①土木構造物の施工中または完成後に設計の瑕疵が発見され、構造物を手直ししたり補強工事等を行わなければならない場合の施工費用。 ②設計の瑕疵により土木構造物の強度が不足し、手直しや補強工事等が必要となった場合の追加工事のための設計費用。
第三者	①設計の瑕疵により強度不足となった土木構造物が壊れ、近くにいた第三者が負傷または死亡した。(施工中および完成後) ・死亡事故の場合、逸失利益、慰謝料、葬儀費用等をお支払いします。傷害事故の場合、被害者の治療費、入院費、慰謝料、休業補償等をお支払いします。 ②設計の瑕疵により崩壊した土木構造物によって、隣接する住宅が損壊した。(施工中および完成後) ・被害財物の修理費、再調達費用等をお支払いします。 ③設計の瑕疵により施工中の土木構造物が壊れ、作業中の建設業者の従業員が負傷または死亡した。 (注) 地質調査業務を含め加入した場合には、上記の例に加えて地質調査報告書の瑕疵による賠償事故も対象となります。

お支払いする保険金

お支払いする保険金

$$= \left\{ \begin{array}{l} \text{損害賠償金} + \\ \left(\begin{array}{l} \text{争訟費用} \\ \text{権利行使保全費用} \\ \text{損害防止費用} \\ \text{緊急措置費用} \end{array} \right) - \text{自己負担額 (免責金額)} \end{array} \right\} \times \text{縮小支払割合} 90\% \text{ または } 80\% + \text{協力費用}$$

※ 保険金額(支払限度額) 限度

保険金の計算例

お支払保険金の計算例

(保険契約内容) ◆保険金額 2 億円
◆自己負担額(免責金額) 100 万円
◆縮小支払割合 90% ◆損害賠償金額 5,000 万円

$$\begin{array}{l} (5,000 \text{ 万円} - 100 \text{ 万円}) \times 90\% = 4,410 \text{ 万円} \\ \text{賠償金} \qquad \qquad \text{自己負担額 (免責金額)} \end{array}$$

4,410 万円 < 2 億円(保険金額) のため、支払保険金は 4,410 万円となります。

保険金支払ありの場合の契約条件の制限

現在ご加入の契約で保険金をお支払いした場合、継続となる契約を含めて 3 年間は契約条件の制限(『自己負担額(免責金額) 1,000 万円』または『契約保険金額の 10%』のいずれか低い金額^(※)、および『縮小支払割合 80%』)を適用します。

(※) この自己負担額(免責金額) よりも高い自己負担額(免責金額) でのご契約も可能です。

お支払いできない主な事由

- (1) 加入者が業務を行う施設・設備に起因して生じた賠償責任
- (2) 航空機・昇降機・車両に起因して生じた賠償責任
- (3) 加入者またはその使用人の犯罪行為による賠償責任(過失犯を除きます。)
- (4) 無体財産権(漁業権・水利権など)の侵害によって生じた賠償責任
- (5) 騒音・振動またはじんあいに起因して生じた賠償責任
- (6) 環境に与えた損失による賠償責任
- (7) 景観が不良であるとの申立てに基づく賠償責任
- (8) 測量単体の業務として受託した場合、測量の過誤または測量不足に起因して生じた事故(測量業務担保条項付帯の場合は補償されます。)
※ただし、土木設計または地質調査業務の一部として行った測量に瑕疵があり、土木設計・地質調査業務の成果物に法律上の賠償責任が生じた場合は保険金を支払います。
- (9) 業務の成果物そのものの修補または再作製に要する費用に係わる賠償責任
ただし、成果物(設計)の瑕疵により土木構造物の強度が不足し補強工事等が必要となった場合などの追加工事に係る設計費用については保険金を支払います。
- (10) 業務または工事の履行不能または履行遅滞に起因して生じた賠償責任
- (11) 戦争・変乱・暴動・騒じょう・労働争議等に起因して生じた賠償責任
- (12) 地震・噴火・津波に起因して生じた賠償責任
- (13) 排水または排気(煙を含みます。)によって生じた賠償責任
- (14) 過大設計により生じた賠償責任
- (15) 保守点検調査、危険度判定概観調査等を含む調査業務報告書類の瑕疵によって生じた賠償責任
ただし、土木設計の一部として行った調査業務に瑕疵があり、土木設計の成果物に法律上の賠償責任が生じた場合は、保険金を支払います。
- (16) 測量法の規定に違反して行った測量業務に起因する賠償責任(測量業務担保条項付帯の場合)
- (17) 履行不能または履行遅滞に起因する賠償責任
- (18) 加入者が PFI(民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成 11 年 7 月 30 日法律第 117 号)に基づき実施される、民間資金等を活用した事業形態をいいます。)により事業を受注したコンソーシアムに参加し、選定事業者(構成企業、協力企業)として遂行した建設コンサルタント業務に起因する賠償責任(PFI・DB 担保追加条項付帯の場合は補償されます。)
- (19) 加入者が DB(構造物の構造形式や主要諸元も含めた設計を施工と一括して発注する方式をいいます。)により事業を受注したコンソーシアムに参加し、遂行した建設コンサルタント業務に起因する賠償責任(PFI・DB 担保追加条項付帯の場合は補償されます。)

など

※ 詳しくは 27 ページ以降をご確認ください。

保険期間とお支払いする損害の関係

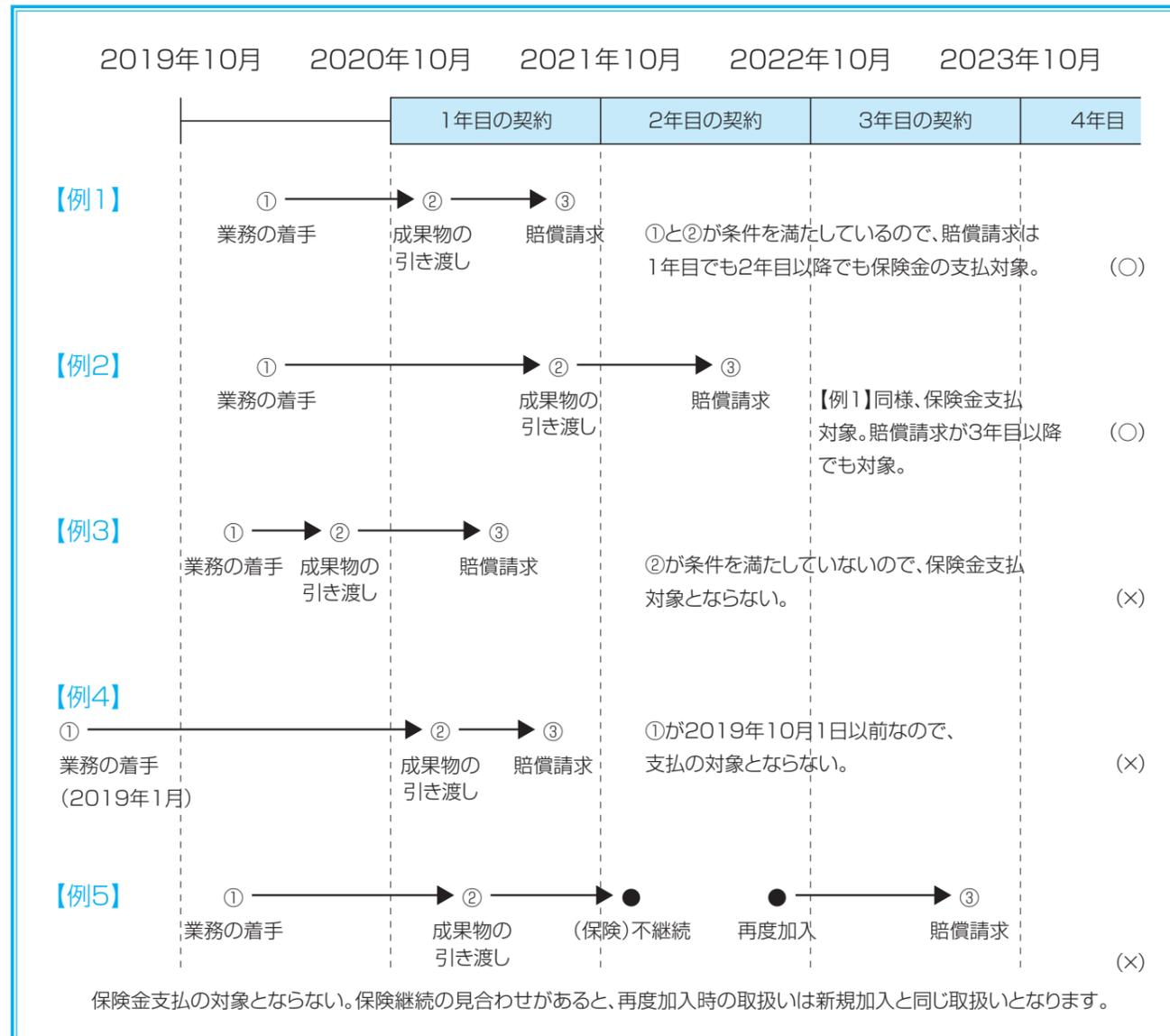
賠償請求を受けた時点で加入している保険契約の条件によって支払われます。

保険期間 2020年10月1日（午後4時）から1年間

(1) 新規ご加入の場合

保険の対象となる業務は、2019年10月1日以降に着手し、かつ2020年10月1日以降に業務の発注者に成果物（設計書類）を引き渡すことになっている業務が対象となります。

また、次年度以降引き続き加入すれば、今回対象になった業務についても、次年度以降の保険期間中に損害賠償請求を受けた場合、保険金の支払対象となります。



(2) ご継続の場合

例えば2019年10月1日にご加入され継続されている場合には、2018年10月1日以降に業務に着手し、2019年10月1日以降に引き渡された成果物の瑕疵（契約不適合）が保険の対象となります。

PFI・DB 担保追加条項の補償内容

加入者が日本国内においてPFI（注1）またはDB（注2）により事業を受注したコンソーシアムに参加し、業務の委託者との契約等に基づいて被保険者またはその使用人その他被保険者の業務の補助者が遂行した建設コンサルタント業務に関して、成果物として引き渡した詳細設計に起因して、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金を支払います。

（注1）民間資金等活用事業（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年7月30日法律第117号））に基づき実施される民間資金等を活用した事業形態をいいます。

（注2）構造物の構造形式や主要諸元も含めた設計を施工と一括して発注する方式をいいます。

【本追加条項による補償の範囲】

項目	内容
対象となる業務	PFI、DBで受注した事業にコンソーシアムの一員として参加し、SPC、JVとの契約等に基づき遂行する3ページ「対象となる業務」に記載の業務
補償対象とする成果物	発注者とコンソーシアムが事業契約を受託したのちに着手し、本追加条項付帯日以降にSPCまたはJVに引き渡した詳細設計
保険期間とお支払いする損害の関係	本追加条項を最初に付帯した日の1年前の日以降に着手し、付帯日以降に引き渡した詳細設計に瑕疵があった場合のSPCまたはJVに対する法律上の損害賠償責任 また、次年度以降引き続き加入すれば、今回対象となった業務についても、次年度以降の保険期間中に損害賠償請求を受けた場合、保険金の支払対象となります。
対象となる法律上の損害賠償責任	引き渡した詳細設計に瑕疵があった場合に負担する次の法律上の損害賠償責任 【第三者に対する賠償責任】 引き渡した詳細設計に瑕疵があった場合の第三者（業務の委託者を除きます。）の身体障害（障害に起因する死亡も含まれます。）または第三者の財物の損壊についての法律上の損害賠償責任 【SPCまたはJVに対する賠償責任】 書面により指示された業務の条件を充足しない成果物を引き渡したことにより3年以内（重大な過失の場合は10年以内）にSPCまたはJVから請求され負担する法律上の賠償責任 ※契約において上記期間より短い瑕疵担保期間の取り決めがある場合はその期間を優先します。 ※瑕疵担保期間を定めていない契約の場合は詳細設計引渡後1年以内とします。

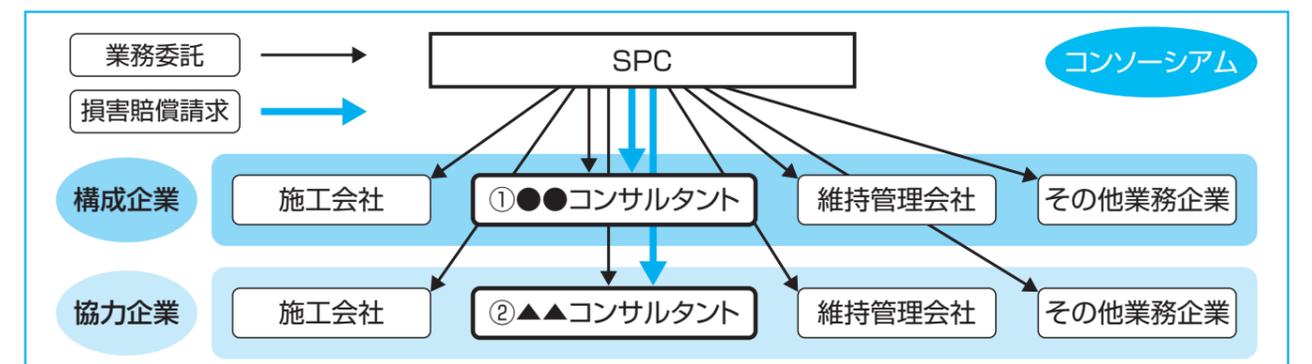
（注1）「お支払いの対象となる損害の例」、「お支払いする保険金」、「保険金の計算例」、「お支払いできない主な事由」は主契約と同様となります。

（注2）保険金額（支払限度額）、自己負担額（免責金額）、縮小支払割合は主契約と同額となります。

（注3）保険金額（支払限度額）は主契約と通算します。

（注4）本追加条項は新規加入時（中途加入時を含みます）と継続時に付帯できます。保険期間の中途では付帯できません。
* 今回の募集時に本追加条項を付帯されることをおすすめします。

【例】PFI事業でSPCを設立した場合、本追加条項で補償対象となる損害賠償請求



加入者（被保険者）	建コン賠 主契約	建コン賠 PFI・DB 担保追加条項
【構成企業】①●●コンサルタント	対象外	対象
【協力企業】②▲▲コンサルタント	対象外	対象

◎建設コンサルタント賠償責任保険の契約内容の決め方

契約内容の決め方

(1) 対象とする業務により次のいずれかの加入形態を選択してください。

	土木設計業務	地質調査業務	測量業務
I	○	×	×
II	○	○	×
III	○	×	○
IV	○	○	○

(2) 保険金額（支払限度額）と自己負担額（免責金額）をお決めいただけます。

保険金額 (支払限度額)	保険金額とは保険期間 1 年間を通じてお支払いする保険金の限度額で、請求回数にかかわらず、1 年間における支払保険金は保険金額が上限となります。(建設コンサルタント業務追加条項第 7 条 2 項) また、保険金額は最低 1,000 万円とし、最高 10 億円まで 1,000 万円単位に設定することができます。なお、土壌・地下水汚染状況調査、汚染処理計画業務の成果物の瑕疵に起因する損害賠償における保険金額は、加入者証記載の金額または 3 億円のいずれか低い金額をもって限度とします(ただし、地質調査業務を売上高に加算した場合)。
自己負担額 (免責金額)	自己負担額とは 1 事故ごとの加入者の自己負担額で、金額が高額になるほど保険料は安くなります。

保険金額と自己負担額の組み合わせパターンの例

組み合わせパターンを選択する場合には、以下を参考にしてください。

保険金額()内は土壌汚染業務※の保険金額	自己負担額(免責金額)		
	0円	50万円	100万円
年間支払限度額			
5億円(3億円)	JZタイプ	JOタイプ	J1タイプ
3億円(3億円)	KZタイプ	KOタイプ	K1タイプ
1億円(1億円)	LZタイプ	LOタイプ	L1タイプ
5,000万円(5,000万円)	MZタイプ	MOタイプ	M1タイプ
3,000万円(3,000万円)	NZタイプ	NOタイプ	N1タイプ

(注) 上記表中「土壌汚染業務」とは「土壌・地下水汚染状況調査、汚染処理計画業務」をいいます。

パターンによる加入の場合

	タイプ
--	-----

自由設計プランの場合

保険金額	百万円
自己負担額	万円

(3) PFI・DB 担保追加条項にご加入するかお決めいただけます。

(4) 縮小支払割合は 90%を適用します。

(5) 現在ご加入の契約で保険金をお支払いした場合、翌年度以降の 3 年間は縮小支払割合 80%を適用し、自己負担額(免責金額)は「1,000 万円」または「契約保険金額の 10%」のいずれか低い金額^(*)が適用されます。

※この自己負担額(免責金額)よりも高い自己負担額(免責金額)でのご契約も可能です。

(注) 保険金支払有無による割増・割引制度は 12 ページに掲載しています。

◎お支払いいただく保険料の計算

お支払いいただく保険料の算出方法は、以下のとおりです。

◎一時払

$$\text{年間の保険料} = \text{保険金額} \cdot \text{自己負担額(免責金額)別基本保険料(注1)} \times \text{修正売上高(百万円)} \\ \times \text{PFI} \cdot \text{DB 担保係数(注2)} \times \text{保険金支払有無による割増・割引係数(注3)}$$

◎分割払(10回払)

$$1 \text{ 回分の保険料} = \text{上記年間の保険料} \div 10$$

※ 保険料は、1 円単位を四捨五入して 10 円単位とします。

※ 修正売上高は 10 万円単位を四捨五入して、百万円単位とします。

(注 1)

- ① 保険金額・自己負担額(免責金額)別基本保険料は、13 ページ、14 ページに掲載しています。
なお、掲載していない保険金額・自己負担額については、取扱代理店または幹事保険会社で保険料をお見積もりしますので、お問い合わせください。
- ② 地質調査業務を含めてご加入いただく場合には、土木設計と地質調査の業務の売上高に応じて、2 つの業務の基本保険料を加重平均して算出した保険料を基本保険料とします。
詳しくは、15 ページの【保険料計算例その 2】を参照してください。
- ③ 測量業務については、個別で修正売上高を計算します。

(注 2) PFI・DB 担保係数について(詳しくは 12 ページ参照)

(注 3) 保険金支払有無による割増・割引係数について(詳しくは 12 ページ参照)

確定精算の省略について

この保険契約の保険料を定めるために用いる「保険料算出基礎」の売上高は最近の会計年度における売上高となっており、保険期間終了後の確定精算はありません。

修正売上高の算出

(1) 国土交通省に提出した直近の現況報告書に基づき年間の売上高（消費税相当額を含めます。10万円単位を四捨五入して百万円単位とします。）を申告していただきます。

- | | |
|---|---------------------------|
| ① 建設コンサルタントの全売上高を申告願います。 | 百万円 |
| ② 「土木設計業務のみ」にご加入の場合
(8 ページ (1) の加入形態 I または III の場合)
上記①のうち、地質部門、土質および基礎部分を除いて、
設計業務に関する年間売上高を申告願います。(注1) | $\alpha 1$ 百万円 |
| ③ 「地質調査業務を含めて」にご加入の場合
(8 ページ (1) の加入形態 II または IV の場合)
地質調査業務の年間売上高を申告願います。(注2) | $\alpha 2$ 百万円 |
| ④ 土木設計業務と地質調査業務の年間売上高を合計して
ください。($\alpha 1 + \alpha 2$) | $\alpha 1 + \alpha 2$ 百万円 |
| ⑤ 「測量業務を含めて」にご加入の場合
(8 ページ (1) の加入形態 III または IV の場合)
単独で受託した測量業務の年間売上高を申告願います。 | $\alpha 3$ 百万円 |

(注1) 設計業務とは予備設計・概略設計・詳細設計をいい、設計業務に含まない単独で受託した各種調査業務および単独の照査業務は除きます。

ただし、業務委託契約書のタイトルが調査業務になっていても、業務の実態が設計業務の場合、また、設計業務に含んで発注されている場合は各々土木設計業務に含めます。

(注2) 建設コンサルタントの地質部門、土質および基礎部門の年間売上高を加算して申告していただきます。
なお、土壌・地下水汚染状況調査、汚染処理計画業務がある場合には、年間売上高に加算していただきます。

(2) 年間売上高 (α) から修正売上高を算出します。
下記「修正売上高の計算式」により次ページの【例1】・【例2】・【例3】のとおり算出します。

※ α は土木設計業務のみの場合は土木設計業務の売上高 ($\alpha 1$)、地質調査業務を含めてご加入の場合は、土木設計業務と地質調査業務を合計した売上高 ($\alpha 1 + \alpha 2$) を修正します。測量業務については、測量業務の売上高 ($\alpha 3$) から個別に修正売上高を算出します。

※ α は百万円単位に四捨五入したものを使用します。

年間売上高 (α) の範囲		修正売上高の計算式 (百万円単位)	
	1,000万円以下	1. 00 α	
1,000万円超	2,500万円以下	0. 65 α	+ 3. 50
2,500万円超	1億円以下	0. 42 α	+ 9. 25
1億円超	2億円以下	0. 38 α	+ 13. 25
2億円超	5億円以下	0. 25 α	+ 39. 25
5億円超	10億円以下	0. 15 α	+ 89. 25
10億円超	30億円以下	0. 09 α	+ 149. 25
30億円超	80億円以下	0. 045 α	+ 284. 25
80億円超	200億円以下	0. 021 α	+ 476. 25
200億円超	500億円以下	0. 014 α	+ 616. 25
500億円超		0. 0065 α	+ 991. 25

【例1】土木設計業務の年間売上高が19,970万円の場合
10万円単位の四捨五入により計算上の売上高が、2億円となり、売上高の範囲が1～2億円の欄に該当しますので、修正売上高は
 0.38×200 (百万円) + 13.25
= 89.25 \div 89 (百万円) となります (10万円単位四捨五入し、百万円単位)。

【例2】土木設計業務の年間売上高が30,020万円、地質調査業務の年間売上高が5,020万円の場合、10万円単位の四捨五入により計算上の売上高が、土木設計業務3億円、地質調査業務5,000万円、合計売上高3億5,000万円となり、売上高の範囲が2～5億円の欄に該当しますので、修正売上高は
 0.25×350 (百万円) + 39.25
= 126.75 \div 127 (百万円) となります (10万円単位四捨五入し、百万円単位)。

※ 測量業務の修正売上高計算例

【例3】単独で受託した測量業務の年間売上高が3,020万円の場合、10万円単位を四捨五入して計算売上高3,000万円となり、売上高の範囲が2,500万円～1億円の欄に該当しますので、修正売上高は
 0.42×30 (百万円) + 9.25
= 21.85 \div 22 (百万円) となります (10万円単位四捨五入し、百万円単位)。

申告いただいた売上高が実際と異なり低い場合、事故の際に保険金が削減されることがありますので、ご注意願います。

*** なお、事故発生時には、契約申込時に使用した「現況報告書 (写)」の提出をお願いすることがあります。**

保険金支払有無による割増・割引制度

(1) 保険金支払なしの場合の割引係数

<適用方法>

現在ご加入の契約を含めて、保険金支払なしの期間が継続している場合は次の割引係数を適用します。ただし、ご加入の期間が3年未満で保険金支払なしの場合は、ご加入期間をもって保険金支払なしの期間とします。

保険金支払なしの期間	割引係数
3年以上	0.75
2年以上3年未満	0.8
1年以上2年未満	0.9

(2) 保険金支払ありの場合の割増・割引係数

<適用方法>

<1> 現在ご加入の契約を含めて過去3年間の「保険金支払割合 (= 保険金 / 保険料)」「保険金支払回数」に基づき、下記「表1」により割増係数を適用します。ただし、具体的な「保険金支払割合 (= 保険金 / 保険料)」の算出にあたっての支払保険金の額と回数は2020年6月末既往3年間の実績を用います。

<2> 現在ご加入の契約を含めて保険金支払なしの期間が継続して1年以上ある場合には、割引係数0.1を<1>で算出した割増係数から減算します。

<表1> 割増係数

保険金支払割合計算期間中(2020年6月末既往3年間)の「保険金支払割合(保険金/保険料)」「保険金支払回数」による割増係数

保険金支払割合 \ 保険金支払回数	1回	2回	3回
0%超20%未満	1.0	1.1	1.2
20%以上50%未満	1.0	1.1	1.2
50%以上70%未満	1.0	1.1	1.2
70%以上80%未満	1.1	1.2	1.3
80%以上90%未満	1.1	1.3	1.5
90%以上100%未満	1.2	1.4	1.6
100%以上110%未満	1.2	1.5	1.8
110%以上120%未満	1.3	1.6	1.9
120%以上130%未満	1.3	1.7	2.1
130%以上140%未満	1.4	1.8	2.2
140%以上150%未満	1.4	1.9	2.4
150%以上160%未満	1.5	2.0	2.5
160%以上170%未満	1.5	2.1	2.6
170%以上	1.5	2.2	2.7

(注) 瑕疵発見日が2014年9月末日以前の場合は別に定める規定によります。詳しくは損保ジャパンまたはオールアンドディセキュリティまでお問い合わせください。

<表2> 割引係数

過去1年間に保険金お支払いがなかった場合

割引係数 0.1

【翌年度契約に適用する割増・割引係数の例】

<1> 過去3年間の保険金支払割合 135%
過去3年間の保険金支払回数 2回
現在ご加入の契約 保険金支払なし
割増係数(1.8) - 割引係数(0.1) = 1.7

<2> 過去3年間の保険金支払割合 165%
過去3年間の保険金支払回数 1回
(2020年6月に保険金支払あり)
割増係数(1.5) - 割引係数(0) = 1.5

<3> 2020年8月に初めて保険金支払あり
割増係数(1.0) - 割引係数(0) = 1.0
(注)2020年7月以降の保険金支払は割増・割引係数に反映しません。翌々年度契約に反映します。

PFI・DB 担保係数

PFI・DB 担保追加条項をセットする場合はPFI・DB 担保係数 1.1 を使用します。

<2017年10月1日以降に保険金支払なしの場合> 保険金額・自己負担額(免責金額)別基本保険料早見表

保険金額・自己負担額(免責金額)別基本保険料(修正売上高100万円あたり)					
保険金額	自己負担額(免責金額)	タイプ	土木設計保険料	地質調査保険料	測量保険料
7億円	0万円		36,256円	18,128円	5,438円
	50万円		35,267円	17,634円	5,290円
	100万円		34,410円	17,205円	5,161円
	200万円		33,553円	16,777円	5,033円
	300万円		32,894円	16,447円	4,934円
	500万円		31,971円	15,986円	4,796円
	1,000万円		30,982円	15,491円	4,647円
5億円	0万円	JZタイプ	31,708円	15,855円	4,757円
	50万円	J0タイプ	30,719円	15,359円	4,608円
	100万円	J1タイプ	29,862円	14,931円	4,479円
	200万円		29,005円	14,502円	4,351円
	300万円	J3タイプ	28,346円	14,173円	4,252円
	500万円		27,423円	13,711円	4,114円
	1,000万円		26,434円	13,217円	3,966円
3億円	0万円	KZタイプ	25,841円	12,919円	3,876円
	50万円	K0タイプ	24,852円	12,426円	3,728円
	100万円	K1タイプ	23,995円	11,997円	3,599円
	200万円		23,138円	11,569円	3,471円
	300万円	K3タイプ	22,479円	11,239円	3,372円
	500万円		21,556円	10,778円	3,233円
	1,000万円		20,567円	10,284円	3,085円
2億円	0万円		21,951円	10,976円	3,293円
	50万円		20,963円	10,481円	3,145円
	100万円		20,106円	10,053円	3,016円
	200万円		19,249円	9,624円	2,887円
	300万円		18,589円	9,295円	2,788円
	500万円		17,667円	8,833円	2,650円
	1,000万円		16,678円	8,339円	2,502円
1億円	0万円	LZタイプ	16,612円	8,306円	2,492円
	50万円	L0タイプ	15,623円	7,812円	2,343円
	100万円	L1タイプ	14,766円	7,383円	2,215円
	200万円		13,909円	6,955円	2,087円
	300万円	L3タイプ	13,250円	6,625円	1,988円
	500万円		12,327円	6,164円	1,849円
	1,000万円		11,338円	5,669円	1,701円
7,000万円	0万円		14,371円	7,185円	2,156円
	50万円		13,382円	6,691円	2,007円
	100万円		12,525円	6,262円	1,879円
	200万円		11,668円	5,834円	1,750円
	300万円		11,009円	5,504円	1,651円
	500万円		10,086円	5,043円	1,513円
	1,000万円		9,097円	4,548円	1,365円
5,000万円	0万円	MZタイプ	12,590円	6,295円	1,889円
	50万円	M0タイプ	11,602円	5,801円	1,741円
	100万円	M1タイプ	10,745円	5,372円	1,612円
	200万円		9,888円	4,944円	1,483円
	300万円	M3タイプ	9,229円	4,614円	1,384円
	500万円		8,306円	4,153円	1,246円
	3,000万円	0万円	NZタイプ	10,218円	5,109円
50万円		N0タイプ	9,229円	4,614円	1,384円
100万円		N1タイプ	8,372円	4,186円	1,256円
200万円			7,515円	3,757円	1,127円
300万円		N3タイプ	6,856円	3,428円	1,028円
500万円			5,933円	2,966円	890円
2,000万円		0万円		8,701円	4,351円
	50万円		7,713円	3,856円	1,157円
	100万円		6,856円	3,428円	1,028円
	200万円		5,999円	2,999円	900円
	300万円		5,340円	2,670円	801円
	500万円		4,417円	2,208円	662円
	1,000万円	0万円		6,592円	3,296円
50万円			5,603円	2,802円	840円
100万円			4,746円	2,373円	712円
200万円			3,889円	1,945円	583円
300万円			3,230円	1,615円	484円
500万円			2,307円	1,154円	346円

保険期間
2020年10月1日(午後4時)から1年間

縮小支払割合 90%

(※) 保険金額
地質調査業務の売上高に、「土壌・地下水汚染状況調査、汚染処理計画業務」の売上高を加算した場合、「土壌・地下水汚染状況調査、汚染処理計画業務」の成果物の瑕疵に起因する損害賠償における保険金額は、加入者証記載の金額または3億円のいずれか低い金額をもって限度とします。

(注) 瑕疵発見日が2014年9月末日以前の場合は別に定める規定によります。詳しくは損保ジャパンまたはオールアンドディセキュリティまでお問い合わせください。

<2017年10月1日以降に保険金支払ありの場合> 保険金額・自己負担額(免責金額)別基本保険料早見表

※2017年9月30日以前の事故で保険金が未払の場合は13ページの保険料早見表を使用します。
 ※保険金支払ありの場合の契約条件の制限(「自己負担額(免責金額)1,000万円」または「契約保険金額の10%」のいずれか低い金額)、および「縮小支払割合80%」の適用期間を5年間から3年間へ見直しています。
 なお、以前に保険金支払があり、保険金支払ありの場合の契約条件の制限を既に適用している場合、2020年10月時点で適用期間が3年を経過している場合は、p.13の契約条件でご契約いただけます。

保険金額・自己負担額(免責金額)別基本保険料(修正売上高100万円あたり)				
保険金額	自己負担額	土木設計保険料	地質調査保険料	測量保険料
7億円	1,000万円	30,969円	15,485円	4,645円
	2,000万円	27,528円	13,764円	4,129円
	3,000万円	27,231円	13,616円	4,084円
5億円	1,000万円	26,876円	13,438円	4,031円
	2,000万円	23,434円	11,717円	3,515円
	3,000万円	23,138円	11,569円	3,470円
3億円	1,000万円	21,596円	10,797円	3,239円
	2,000万円	18,155円	9,077円	2,723円
	3,000万円	17,858円	8,929円	2,679円
2億円	1,000万円	18,095円	9,048円	2,714円
	2,000万円	14,654円	7,327円	2,198円
	3,000万円	14,358円	7,178円	2,154円
1億円	1,000万円	13,289円	6,645円	1,994円
	2,000万円	9,849円	4,924円	1,478円
	3,000万円	9,552円	4,776円	1,433円
7,000万円	700万円	11,273円	5,636円	1,691円
	1,000万円	8,187円	4,093円	1,229円
	2,000万円	7,831円	3,916円	1,175円
	3,000万円	7,535円	3,767円	1,130円
5,000万円	500万円	9,671円	4,835円	1,451円
	1,000万円	6,585円	3,293円	988円
	2,000万円	6,230円	3,115円	934円
	3,000万円	5,933円	2,966円	890円
3,000万円	300万円	7,535円	3,767円	1,130円
	500万円	5,340円	2,669円	801円
2,000万円	200万円	6,170円	3,085円	925円
	300万円	4,806円	2,403円	721円
	500万円	3,975円	1,987円	596円
1,000万円	100万円	4,271円	2,136円	641円
	200万円	3,500円	1,751円	525円
	300万円	2,907円	1,454円	436円
	500万円	2,076円	1,039円	311円

保険期間
2020年10月1日(午後4時)から1年間

縮小支払割合 80%

※保険金額
 地質調査業務の売上高に、「土壌・地下水汚染状況調査、汚染処理計画業務」の売上高を加算した場合、「土壌・地下水汚染状況調査、汚染処理計画業務」の成果物の瑕疵に起因する損害賠償における保険金額は、加入者証記載の金額または3億円のいずれか低い金額をもって限度とします。

保険金支払ありの場合の契約条件の制限
 現在ご加入の契約で保険金をお支払いした場合、継続となる契約を含めて3年間は契約条件の制限(「自己負担額(免責金額)1,000万円」または「契約保険金額の10%」のいずれか低い金額^(※)、および「縮小支払割合80%」)を適用します。
^(※)この自己負担額(免責金額)よりも高い自己負担額(免責金額)でのご契約も可能です。

保険料計算例

【保険料計算例その1】土木設計業務のみご加入の場合

保険金額1億円 自己負担額(免責金額)100万円(L1タイプ)
 土木設計業務年間売上高3億円で新規の場合

14,766円 × 114(百万円) = 1,683,320円(1円単位を四捨五入し、10円単位)
 (注1) (注2)

(注1) 13ページの保険金額・自己負担額別基本保険料早見表によりL1タイプの基本保険料率は14,766円となります。(売上高100万円あたり)
 (注2) 土木設計業務の年間売上高が3億円の場合、10ページの修正売上高の計算式により年間売上高の範囲が2~5億円の欄に該当しますので、修正売上高は0.25 × 300(百万円) + 39.25 = 114.25 ÷ 114(百万円)となります。(10万円単位四捨五入し、百万円単位)

【保険料計算例その2】地質調査業務も含めてPFI・DB担保追加条項をセットでご加入する場合(継続契約かつ3年以上保険金支払なし)

保険金額1億円 自己負担額(免責金額)100万円(L1タイプ)
 土木設計業務年間売上高4億円、地質調査業務年間売上高1億円の場合

14,766円 × 4億円 ÷ 5億円 = 11,813円(小数点以下を四捨五入し、1円単位とします。)
 (注1)
 7,383円 × 1億円 ÷ 5億円 = 1,477円(小数点以下を四捨五入し、1円単位とします。)
 (注2)
 11,813円 + 1,477円 = 13,290円(2つの業務の基本保険料を加重平均した料率)
 13,290円 × 164(百万円) × 1.1 × 0.75(保険金支払なしの加入期間が3年以上の割引係数)
 (注3) (注4)
 = 1,798,140円(1円単位を四捨五入し、10円単位)

(注1) 13ページの保険金額・自己負担額別基本保険料早見表によりL1タイプの土木設計業務の基本保険料率は、14,766円となります。(売上高100万円あたり)
 (注2) 13ページの保険金額・自己負担額別基本保険料早見表によりL1タイプの地質調査業務の基本保険料率は、7,383円となります。(売上高100万円あたり)
 (注3) 2つの業務の合計売上高が5億円の場合、10ページの修正売上高の計算式により年間売上高の範囲が2~5億円の欄に該当しますので、修正売上高は0.25 × 500(百万円) + 39.25 = 164.25 ÷ 164(百万円)となります。(10万円単位四捨五入し、百万円単位)
 (注4) PFI・DB担保係数は1.1となります。

**【保険料計算例その3】 保険料計算例その2に測量業務を追加でご加入する場合
(継続契約かつ3年以上保険金支払なし)**

保険金額 1億円 自己負担額(免責金額) 100万円 (L1タイプ)
単独で受託した測量業務の年間売上高 2,000万円の場合

$2,215 \text{円} \times 17 \text{(百万円)} \times 1.1 \times 0.75$ (保険金支払なしの加入期間が3年以上の割引係数)

(注1) (注2) (注3)
= 31,070円 (1円単位を四捨五入し、10円単位)

合計保険料 = 1,798,140 + 31,070 = 1,829,210円

(注1) 13ページの保険金額・自己負担額別基本保険料早見表によりL1タイプの測量業務の基本保険料率は、2,215円となります。(売上高100万円あたり)

(注2) 単独で受託した測量業務の年間売上高が2,000万円の場合、10ページの修正売上高の計算式により年間売上高の範囲が「1,000～2,500万円」に該当しますので、修正売上高は $0.65 \times 20 \text{(百万円)} + 3.50 = 16.5 \div 17 \text{(百万円)}$ となります。(10万円単位四捨五入し、百万円単位)

(注3) PFI・DB担保係数は1.1となります。

【保険料計算例その4】 継続契約の場合(保険金支払あり)

毎年度の土木設計業務の売上高を5億円

・保険金額1億円 ・自己負担額(免責金額)100万円 ・縮小支払割合90%、過去10年間保険金支払なし

2019年10月1日保険始期契約

- <1> 基本保険料 14,766円 (保険金支払なしのため、13ページの保険料表を参照)
- <2> 修正売上高 $0.25 \times 500 \text{(百万円)} + 39.25 = 164 \text{(百万円)}$ (10万円単位を四捨五入し百万円単位)10ページ参照
- <3> 保険料計算方法 年間保険料 = ①基本保険料 × ②修正売上高 × ③割増・割引係数
- <4> 年間保険料
 - ①現在ご加入の契約保険料 $14,766 \text{円} \times 164 \text{(百万円)} \times 0.75 = 1,816,220 \text{円}$ (1円単位を四捨五入し、10円単位)
 - ②1年前のご契約年間保険料(割引係数0.75適用): $1,816,220 \text{円}$ (1円単位を四捨五入し、10円単位)
 - ③2年前のご契約年間保険料(割引係数0.75適用): $1,816,220 \text{円}$ (1円単位を四捨五入し、10円単位)

保険金支払1回 保険金支払内容(2020年8月)

- ①賠償額 1,300万円
- ②保険金 $1,080 \text{万円} \text{(} 1,300 \text{万円} - \text{自己負担額 } 100 \text{万円)} \times \text{縮小支払割合 } 90\%$

2020年10月1日保険始期以降契約

- ※保険金支払があった翌年度契約から『自己負担額(免責金額)1,000万円』または『契約保険金額の10%』のいずれか低い金額、および『縮小支払割合80%』が3年間適用されます。
- <1> 基本保険料 13,289円 (保険金支払ありのため、14ページの保険料表を参照)
- <2> 修正売上高 164(百万円)
- <3> 割増・割引係数(12ページ表1参照)
1.5 (今回、保険金支払割合198%・保険金支払1回)
- ※保険金支払割合(=3年分の保険金÷3年分の保険料)
 $(0 \text{円} + 0 \text{円} + 1,080 \text{万円}) \div (1,816,220 \text{円} + 1,816,220 \text{円} + 1,816,220 \text{円}) = 198\%$
- <4> 年間保険料 $13,289 \text{円} \times 164 \text{(百万円)} \times 1.5 = 3,269,090 \text{円}$ (1円単位を四捨五入し、10円単位)

2021年10月1日保険始期以降契約

- ※保険金支払があった翌年度契約から『自己負担額(免責金額)1,000万円』または『契約保険金額の10%』のいずれか低い金額、および『縮小支払割合80%』が3年間適用されます。
- <1> 基本保険料 13,289円 (保険金支払ありのため、14ページの保険料表を参照)
- <2> 修正売上高 164(百万円)
- <3> 割増・割引係数(12ページ表1、2参照)
1.5 (保険金支払割合156%)
 $1.5 - 0.1 = 1.4$ (1年以上保険金支払なしのため、割引係数を0.1適用)
- ※保険金支払割合(=3年分の保険金÷3年分の保険料)
 $(0 \text{円} + 1,080 \text{万円} + 0 \text{円}) \div (1,816,220 \text{円} + 1,816,220 \text{円} + 3,269,090 \text{円}) = 156\%$
- <4> 年間保険料 $13,289 \text{円} \times 164 \text{(百万円)} \times 1.4 = 3,051,150 \text{円}$ (1円単位を四捨五入し、10円単位)



2022年10月1日保険始期以降契約

- ※保険金支払があった翌年度契約から『自己負担額(免責金額)1,000万円』または『契約保険金額の10%』のいずれか低い金額、および『縮小支払割合80%』が3年間適用されます。
- <1> 基本保険料 13,289円 (保険金支払ありのため、14ページの保険料表を参照)
- <2> 修正売上高 164(百万円)
- <3> 割増・割引係数(12ページ表1参照)
1.4 (保険金支払割合133%)
 $1.4 - 0.1 = 1.3$ (1年以上保険金支払なしのため、割引係数0.1を適用)
- ※保険金支払割合(=3年分の保険金÷3年分の保険料)
 $(1,080 \text{万円} + 0 \text{円} + 0 \text{円}) \div (1,816,220 \text{円} + 3,269,090 \text{円} + 3,051,150 \text{円}) = 133\%$
- <4> 年間保険料 $13,289 \text{円} \times 164 \text{(百万円)} \times 1.3 = 2,833,210 \text{円}$ (1円単位を四捨五入し、10円単位)



2023年10月1日保険始期以降契約

- ※保険金支払があった翌年度契約から3年を経過したため契約条件の制限は適用されません。自己負担額(免責金額)、縮小支払割合を契約条件の制限前の条件に戻すものとして計算しています。(自己負担額(免責金額)100万円、縮小支払割合90%)
- <1> 基本保険料 14,766円 (13ページの保険金支払なしの保険料表)
- <2> 修正売上高 164(百万円)
- <3> 割増・割引係数(12ページ①保険金支払なしの場合の割引係数参照参照)
0.75 (保険金支払なしの加入期間が3年以上)
- ※保険金支払割合(=3年分の保険金÷3年分の保険料)
 $(0 \text{円} + 0 \text{円} + 0 \text{円}) \div (3,269,090 \text{円} + 3,051,150 \text{円} + 2,833,210 \text{円}) = 0\%$
- <4> 年間保険料 $14,766 \text{円} \times 164 \text{(百万円)} \times 0.75 = 1,816,220 \text{円}$ (1円単位を四捨五入し、10円単位)

◎建設コンサルタント賠償責任保険の加入手続き

一時払の概算保険料

土木設計業務のみ 【単位：万円】

保険金額（※）	7億円			5億円			3億円			
	自己負担額(万円)	50	100	300	50	100	300	50	100	300
タイプ				J0	J1	J3	K0	K1	K3	
修正前売上高	3,000万円	78	76	72	68	66	62	55	53	49
	5,000万円	105	103	99	93	90	84	74	72	68
	1億円	179	175	168	157	152	144	127	123	114
	2億円	313	307	293	274	266	251	220	214	200
	3億円	402	392	375	350	340	322	284	274	256
	4億円	490	478	457	426	415	393	346	333	312
	5億円	578	564	539	504	490	465	408	393	369
	10億円	844	823	786	734	714	678	594	574	537
	15億円	1,001	977	934	872	848	804	707	681	639
	20億円	1,161	1,132	1,083	1,010	982	933	817	790	740
高	30億円	1,477	1,442	1,378	1,288	1,250	1,188	1,041	1,005	941
	40億円	1,637	1,597	1,526	1,424	1,386	1,315	1,154	1,113	1,042
	50億円	1,795	1,751	1,675	1,564	1,520	1,443	1,265	1,222	1,144

保険金額（※）	1億円			5000万円			3000万円			
	自己負担額(万円)	50	100	300	50	100	300	50	100	300
タイプ		L0	L1	L3	M0	M1	M3	N0	N1	N3
修正前売上高	3,000万円	34	32	29	26	24	20	20	18	15
	5,000万円	47	44	40	34	32	28	28	25	21
	1億円	80	75	68	60	55	47	47	42	35
	2億円	138	132	117	103	96	82	82	74	61
	3億円	178	168	151	133	123	105	105	95	78
	4億円	217	205	184	162	150	128	128	116	95
	5億円	256	243	217	190	176	151	151	137	112
	10億円	373	352	317	277	256	220	220	200	164
	15億円	444	419	377	330	306	262	262	238	195
	20億円	514	485	436	382	353	303	303	276	226
高	30億円	655	619	555	486	450	387	387	350	287
	40億円	724	686	615	538	499	428	428	388	318
	50億円	795	752	674	590	547	470	470	425	349

(※) 保険金額
 地質調査業務の売上高に「土壌・地下水汚染状況調査、汚染処理計画業務」の売上高を加算した場合、「土壌・地下水汚染状況調査、汚染処理計画業務」の成果物に起因する損害賠償責任における保険金額は、加入者証記載の金額または3億円のいずれか低い金額をもって限度とします。

上記は、土木設計業務のみを保険の対象とした場合の概算保険料です。
 土木設計業務の売上高から保険金額・自己負担額(免責金額)別に概算保険料を知ることができます。

(例)土木設計業務の修正前売上高が3億円で、L1タイプに加入する場合の保険料は約168万円になります。
 (15ページの【保険料計算例その1】のケース)

契約方式

建コンコープの建設コンサルタント賠償責任保険は、建設コンサルタンツ協同組合（建コンコープ）が契約者となり、ご加入を希望する組合員を加入対象者とする団体契約方式です。

募集締切日：2020年9月18日(金)

※一時払・分割払（10分割）ともに同じ締切日となります。

加入依頼書の送付

加入依頼書に必要事項を記入のうえ、募集締切日までに加入依頼書が取扱代理店アールアンドディセキュリティに到着するよう返信用封筒でご郵送ください。

(注1) 加入依頼書の写しを1枚作成し、加入者控として保管してください。

(注2) 加入依頼書は取扱代理店アールアンドディセキュリティが取りまとめためたうえで契約者に報告いたします。

保険料の払込み

※継続加入の場合であっても、初回保険料の振込みは必要です。

一時払と分割払（10分割）をご用意しています。

一時払の場合は一時払保険料、分割払の場合は初回分保険料を募集締切日に着金するようにお振込みください。

※保険料の振込手数料は加入者様でご負担をお願いします。

【分割払をご希望の場合】—毎月10日引き落としとなります。—

① 同封の口座振替依頼書を作成のうえ、加入依頼書と一緒に返信用封筒でアールアンドディセキュリティにご返送ください。

② 初回分は募集締切日に着金するように送金してください。2回目以降は指定口座からの引き落としとなります。（11月以降順月で最終月は7月）

③ 2回目以降の払込期日は、毎月末日になっていますので、指定口座から引き落としができない場合は、別途お振込みをお願いします。

払込期日までに必ずお振込みいただきますようお願いいたします。

保険料の振込先

三井住友銀行 麻布（アザブ）支店 普通口座 0596838

口座名 建設コンサルタンツ協同組合

加入依頼書の記載例

【新 規 用】

建設コンサルタント賠償責任保険加入依頼書

建設コンサルタンツ協同組合 御中 2020年9月1日
 申込人(加入者)及び被保険者は、募集文書または損保ジャパン公式サイト(https://www.sompo-japan.co.jp/)に掲載の個人情報の取扱に同意します。

申 込 日	2020年9月1日		建コン登録番号	9 9 - 9 9 9 9 9				
住 所	郵便番号 160-8338		新宿区西新宿1-26-1					
会 社 名	フリガナ シンジエックコンサルタント(カブ) 新宿コンサルタント(株)		 代表者印					
代表者名	<役職名> ダイヒョウトリシマリヤク <氏名> フリガナ ソンボタロウ 代表取締役 損保 太郎							
連 絡 先	所 属 部 署	担 当 者 名	電 話 番 号					
	総務部	フリガナ ケンセツタロウ 建設太郎	03 (3349) 0000					
<メールアドレス>								
加入期間	2020年10月1日(午後4時)から2021年10月1日(午後4時)まで (年 月 1日) *期間の途中から加入する場合には上記()内に保険開始月をご記入ください。 お申し込み日の翌月1日から保険は開始します。							
加入形態(業務)	<input type="checkbox"/> I 土木設計 <input type="checkbox"/> II 土木設計・地質調査 <input type="checkbox"/> III 土木設計・測量 <input checked="" type="checkbox"/> IV 土木・地質・測量							
保険金額*と自己負担額(免責金額)	<input type="checkbox"/> パンフレットのタイプをご希望の場合 (L1)タイプ <input type="checkbox"/> その他の金額を希望する場合 保険金額()百万円 自己負担額(免責金額)()万円 <input checked="" type="checkbox"/> 保険金縮小支払割合90%適用							
(※)地質調査業務に、「土壌・地下水汚染状況調査、汚染処理計画業務」の売上高を加算してご契約した場合、土壌・地下水汚染状況調査、汚染処理計画業務の成果物の瑕疵に起因する損害賠償責任における保険金額は、保険証券記載の金額または3億円のいずれか低い金額をもって限度とします。								
業務別の売上高	<input type="checkbox"/> 建設コンサルタント売上高 (800)百万円 <input type="checkbox"/> 地質調査業務を含める場合 ③地質調査業務の売上高 (100)百万円 <input type="checkbox"/> 測量業務を含める場合 ⑤測量業務の売上高 (20)百万円		<input type="checkbox"/> 地質調査業務・地質調査業務の合計売上高 (500)百万円					
	<input type="checkbox"/> 土木設計業務の売上高 (400)百万円 ※土木設計の占める割合 (50)%							
※上記の「売上高」でご記入いただいた「現況報告書」の期間をご記入ください。 (2018)年(4)月(1)日～(2019)年(3)月(31)日								
PFI・DB担保追加条項	付帯							
保険料の払込方法	年払(一時払)		10分割払					
保 険 料*	1 8 2 9 2 0 円		(※)1円単位四捨五入10円単位 (※)10分割の場合は1回分保険料 (※)中途加入の場合は中途加入期間の保険料(分割払は1回分保険料)					
他の同種の保険契約の有無	なし		有りの場合 保険会社名 () () 保険金額 ()					
発注者からの確認	当社は公共工事に関わる設計業務の発注者から契約の有無につき照会があった場合、保険会社または取扱代理店が契約の有無を回答することにつき事前に承認致します。 (承認する場合、右欄に代表者印をご捺印ください)							
							 代表者印	

◎保険期間の途中で加入、保険金額を変更する場合等

保険期間の途中で補償制度に加入する場合や保険金額を変更する場合、必ず取扱代理店まで事前にご連絡ください。
 いずれの場合も具体的な保険料計算方法については、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

中途加入の場合

*中途で加入した場合は、満期まで1年未満となりますので、その間保険金支払なしであったとしても翌年の契約に無事故割引は適用されません。今回の募集時に加入されることをおすすめします。

〈1〉中途加入の場合の保険期間

申込月の翌月1日から2021年10月1日午後4時までの期間とします。ただし、申込月内に加入依頼書が取扱代理店に到着するとともに、保険料も建設コンサルタンツ協同組合の口座に着金していることが必要です。

〈2〉中途加入の場合の保険料

中途加入時の年間保険料 = 年間保険料 × 未経過月数 ÷ 12か月 (1円単位を四捨五入し、10円単位)
 ※PFI・DB担保追加条項の保険料は月割で算出します。

(例) 2月10日に申込みを行い、保険期間が3月1日から10月1日の場合、未経過月数は7か月となります。年間保険料が1,829,210円とすると、
 1,829,210円 × 7 ÷ 12 = 1,067,040円 (1円単位を四捨五入し、10円単位)

【中途加入保険料の分割払をご希望の場合】—毎月10日引き落としとなります。—

- 2021年6月1日までに中途加入される場合、分割払は可能(分割割増なし)。
- ① 2020年12月1日までの中途加入の場合 分割回数 = 20 - 中途加入保険開始月
 ② 2021年6月1日までの中途加入の場合 分割回数 = 8 - 中途加入保険開始月
 【例】2021年3月1日からの中途加入の場合 分割回数 = 8 - 3 = 5回
 上記【例】の場合 1,067,040円 ÷ 5 = 213,410円 (1円単位を四捨五入し、10円単位)
- 預金口座振替依頼書を所定の期日までに取扱代理店にご提出いただくことで、中途加入月の翌月から、毎月10日(金融機関が休業日の場合は、翌営業日)に、2回目以降の各回保険料をお引き落としします。
- 初回保険料は、建設コンサルタンツ協同組合の口座にお振込みください。

〈3〉お申し込み方法

- 加入依頼書にご記入のうえ、取扱代理店宛にお送りください。
- 保険料を計算のうえ、建設コンサルタンツ協同組合の口座にお振込みください。分割払の場合であっても、初回保険料の振込みは必要です。
- 保険料の振込手数料は加入者でご負担をお願いします。
 ※19ページの「保険料の振込先」をご参考にしてください。

その他変更手続きの留意点

- 変更される場合は早めにオールアンドディセキュリティへご連絡ください。
- 中途加入の場合、お申し出の時期によっては、保険料を2回目分までお支払いいただく場合がございます。
- 中途脱退の場合、お申し出の時期によっては、保険料の返還が損保ジャパンと建設コンサルタンツ協同組合からなる場合がございます。

保険金額を変更する場合

保険期間の途中で保険金額変更できるのは以下の場合のみとなります。

- 保険金額を減額する場合
- 保険期間中に保険金支払があり保険金額を元に復元する場合

保険料計算方法については取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

*この事由以外の保険金額増額は保険期間中途ではできません。また、PFI・DB担保追加条項を保険期間の途中で付帯することはできません。今回の募集時に補償内容の見直しをおすすめします。

◎事故が発生した場合の手続き

保険金お支払いまでの主な流れ

事故の連絡

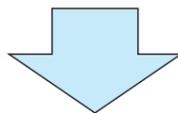
賠償請求を受けたり、賠償請求につながりそうな事故が発生した場合、事故の状況を事故連絡票^(※)に記載いただきオールアンドディセキュリティまたは損保ジャパンまで速やかに連絡してください。

(※)インターネット (<https://www.randds.co.jp/procedure/>) でダウンロードできます。



ご連絡先 (以下のいずれかにご連絡ください。)

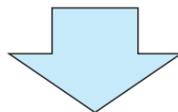
- ① [取扱代理店] 株式会社オールアンドディセキュリティ
〒102-0075 千代田区三番町 1-17 パークサイドアネックス 5F-B
TEL 03-3221-7015 通話料無料 0120-868-662
FAX 03-3221-7016
- ② [引受幹事保険会社] 損害保険ジャパン株式会社
本店専門保険金サービス部 専門賠償・保証保険金サービス課
〒164-8608 東京都中野区中野 4-10-2 中野セントラルパークサウス 5F
TEL 03-5913-3858
FAX 03-3385-3704



必要書類の提出

保険金支払の対象となるか否かを判断するうえで必要な書類をご提出いただけます。

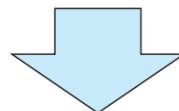
所定の事故報告書に契約関係、賠償責任の有無責・損害額を立証する項目を記載いただき、適宜資料を添付いただきます。詳細は、オールアンドディセキュリティまたは損保ジャパンから連絡します。



調査

ご提出いただいた資料をもとに賠償責任の有無、過失割合などを調査いたします。

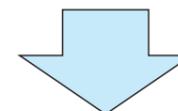
調査にあたっては、損保ジャパンおよび損保ジャパンが委託する鑑定人とオールアンドディセキュリティが連携し、対応いたします。



保険会社による審査

調査内容を事故審査会^(※)に付議し、賠償責任の有無、過失割合、保険金支払の可否を決定します。

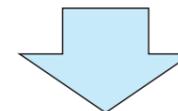
※事故審査会は、実務専門家、学識経験者、弁護士などの有職者で構成され、その審査を経て責任の有無、過失割合、保険金の額などを決定します。



示談成立

損保ジャパンは加入者の代わりに示談交渉を行うことができませんので、損保ジャパンと相談しながら加入者が発注者・被害者との示談交渉を行っていただきます。

※事前に損保ジャパンの承認を得ることなく賠償責任を認めたり、賠償金などをお支払いになった場合には、その一部または全部について保険金をお支払いできなくなる場合がありますのでご注意ください。



保険金のお支払い

審査結果に基づき保険会社から保険金が支払われます。加入者からのご指示に基づき、指定された支払先に保険金を振込みます。

保険金お支払いに関する注意点

- ・損保ジャパンは、被保険者が保険金請求の手続きを完了した日から原則、30日以内に保険金を支払います。ただし、以下の場合は、30日超の日数を要することがあります。
①公的機関による捜査や調査結果の照会 ②専門機関による鑑定結果の照会 ③災害援助法が適用された災害の被災地域での調査 ④日本国外での調査 ⑤賠償請求の内容や根拠が特殊である場合
- ・上記の①から⑤の場合、さらに照会や調査が必要となった場合、被保険者との協議のうえ、保険金支払の期間を延長することがあります。
- ・保険契約者や被保険者が正当な理由なく、損保ジャパンの確認を妨げたり、応じなかった場合は、上記の期間内に保険金を支払われない場合がありますのでご注意ください。

◎適用する約款等

(3) ご通知やご通知に基づく追加保険料のお支払いがないまま事故が発生した場合、保険金をお支払いできないことやご契約が解除されることがあります。ただし、変更後の保険料が変更前の保険料より高くならなかったときを除きます。

⑤重大事由による解除等

保険契約者または被保険者が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

⑥加入者証

加入依頼書によるご加入の場合、加入者証は大切に保管してください。また、1 か月を経過しても加入者証が届かない場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでご連絡ください。

⑦保険契約にご加入いただく際には、ご加入される方（法人の場合は代表者または契約締結権のある方）ご本人が署名または記名・捺印ください。

⑧賠償責任保険の保険金に質権を設定することはできません。

⑨被害者が保険金を請求する場合、被害者は保険金請求権に関して、損保ジャパンから直接、保険金を受領することが可能場合があります。詳細につきましては取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

⑩この保険契約は、賠償責任保険普通保険約款に、請負業者特約条項の他、各種特約・追加条項等をセットして構成されます。詳しい内容につきましては取扱代理店または損保ジャパンまでご照会ください。

⑪ご加入者以外の被保険者(保険の対象となる方)にも、このパンフレットに記載した内容をお伝えください。

⑫この保険は事業のための保険契約であり、クーリングオフ(ご契約申込みの撤回等)の対象とはなりません。

⑬この保険契約の保険適用地域は日本国内となります。

◆個人情報の取扱いについて

○保険契約者(団体)は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパンに提供します。

○損保ジャパンは、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用します。また、その他業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、等(外国にある事業者を含みます。)に提供等を行う場合があります。なお、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含みます。)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。個人情報の取扱いに関する詳細(国外在住者の個人情報を含みます。)については損保ジャパン公式ウェブサイト(<https://www.sompo-japan.co.jp/>)をご覧ください。また、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせ願います。

申込人(加入者)および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえご加入ください。

このパンフレットは、概要を説明したものです。詳細につきましては、ご契約者である団体の代表者の方にお渡ししております約款等に記載しています。必要に応じて、団体までご請求いただくか、損保ジャパン公式ウェブサイト(<https://www.sompo-japan.co.jp/>)でご参照ください(ご契約内容が異なっていたり、公式ウェブサイトに約款・ご契約のしおりを掲載していない商品もあります。)。ご不明点等がある場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

◆保険会社との間で問題を解決できない場合

(指定紛争解決機関)

損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

【窓口：一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター】

【ナビダイヤル】0570-022808(通話料有料)

受付時間 平日：午前9時15分～午後5時(土・日・祝日・年末年始は休業)

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。 <https://www.sonpo.or.jp/>

賠償責任保険普通保険約款

<用語の定義(五十音順)>

普通保険約款または特約条項等において、次の用語はそれぞれ次の定義によります。ただし、別途定義がある場合は、その定義によります。

用語	定義
売上高	保険期間中に被保険者が販売したすべての商品の税込対価の総額をいいます。
財物の損壊	財産的価値を有する有体物の滅失、損傷または汚損をいい、盗取もしくは詐取されることまたは紛失を含みません。
事故	特約条項等に記載された事故をいいます。
失効	保険契約の全部または一部の効力を将来に向かって失うことをいいます。
使用人	次の①および②に掲げる者をいいます。 ①被保険者との間に使用従属関係がある者で、被保険者から賃金の支払いを受けている者 ②被保険者の下請負人との間に使用従属関係がある者で、被保険者の下請負人から賃金の支払を受ける者 なお、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律(昭和60年法律第88号)に規定する労働者派遣事業者から被保険者または被保険者の下請負人に対して派遣された派遣労働者は使用人とみなします。
身体の障害	身体の傷害および疾病をいい、これらに起因する後遺障害および死亡を含みます。
損害賠償請求権者	事故による身体の障害または財物の損壊について、被保険者が法律上の賠償責任を負担することとなった相手方をいいます。
他人	被保険者以外の者をいいます。
他の保険契約等	この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
賃金	保険証券記載の業務に従事する被保険者の被用者に対して、保険期間中における労働の対価として被保険者が支払うべき金額の総額をいい、その名称を問いません。
特約条項等	特約条項または追加条項をいいます。
入場者	保険期間中に、有料または無料を問わず保険証券記載の施設に入場を許された総人員をいいます。ただし、被保険者の使用人および被保険者の使用人と世帯を同じくする親族を除きます。

用語	定義
反社会的勢力	暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。
被保険者	保険証券の被保険者欄に記載された者をいいます。
保険金額	この保険契約により補償される損害が発生した場合に、当社が支払うべき保険金の限度額をいいます。
保険契約者	当社にこの保険契約の申込みをする者であって、この保険契約が成立すれば、保険料の支払義務を負うこととなる者をいいます。
保険契約申込書等	保険契約申込書およびその付属書類をいいます。
無効	保険契約のすべての効力が、契約締結時から生じなかったものとして取り扱うことをいいます。
免責金額	支払保険金の算出にあたり、損害の額から控除する被保険者の自己負担額をいいます。
役員	会社法(平成17年法律第86号)上の取締役、執行役および監査役ならびにこれらに準ずる者として法令または定款の規定に基づいておかれた者をいいます。ただし、会計参与および会計監査人を除きます。
領収金	保険期間中に、保険証券記載の業務によって被保険者が領収すべき税込金額の総額をいい、その名称を問いません。

第1条(当会社の支払責任)

当会社は、この普通保険約款に従い、被保険者が事故により、他人の身体の障害または財物の損壊について、法律上の賠償責任を負担することによって被る損害(以下「損害」といいます。)に対して、保険金を支払います。

第2条(損害の範囲および責任限度)

(1) 当会社が、保険金を支払う損害の範囲は、次の①から⑥までのいずれかに該当するものにかぎります。

名称	損害の内容
①損害賠償金	被保険者が損害賠償請求権者に支払うべき損害賠償金。ただし、損害賠償金を支払うことによって代位取得するものがある場合は、その価額を控除します。
②権利保全行使費用	被保険者が第16条(事故の発生)②の義務を履行するために支出した必要または有益であった費用
③損害防止費用	被保険者が第16条(事故の発生)③の損害の発生および拡大の防止に努めるために支出した必要または有益であった費用。ただし⑥の緊急措置費用を除きます。

名 称	損害の内容
④争訟費用	被保険者が当会社の承認を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬または仲裁、和解もしくは調停に関する費用
⑤協力費用	被保険者が第17条（損害賠償請求解決のための協力）(1)の協力のため支出した費用
⑥緊急措置費用	前条に掲げる事故により、他人の身体の障害または財物の損壊について、被保険者が第16条（事故の発生）(ウ)の損害の発生および拡大の防止に努めた後に賠償責任がないことが判明した場合において、損害の発生および拡大の防止に努めたことによって要した費用のうち、被害者に対する緊急またはやむをえない処置のため、被保険者が支出した費用

- (2) 当会社の責任は、1回の事故ごとについて定めます。
(3) 1回の事故について、当社が支払うべき(1)①の保険金の額は、次の算式によって得られた額とします。ただし、保険証券に記載された保険金額を限度とします。

$$(1) \text{ ①の損害賠償金の額} - \text{保険証券に記載された免責金額} = \text{保険金}$$

- (4) 当社は、(1)②から⑥までの費用についてはその全額を支払います。ただし、(1)①の損害賠償金の額が保険証券に記載された保険金額を超える場合は、(1)④の争訟費用は、次の算式によって得られた額とします。

$$(1) \text{ ④の争訟費用} = \frac{\text{保険金額}}{\text{(1) ①の損害賠償金の額}} \times \text{(1) ④の争訟費用に対する支払額}$$

第3条（保険適用地域）

- (1) 当社が保険金を支払うべき損害は、保険証券適用地域^(注)において発生した事故に起因する損害にかぎります。
(2) (1)の規定にかかわらず、保険証券適用地域^(注)において発生した事故に係る損害賠償請求が訴訟により提起された場合は、当社が保険金を支払うべき損害は、日本国内の裁判所に提起された訴訟による損害にかぎります。
(3) この普通保険約款に付帯される特約条項等に(1)または(2)と異なる規定がある場合は、その特約条項等の規定に従います。
(注) 保険証券適用地域

保険証券の保険適用地域欄に記載の国または地域をいいます。

第4条（保険金を支払わない場合）

- 当社は、直接であると間接であると問わず、被保険者が次の①から⑥までに掲げる賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。
①保険契約者または被保険者^(注1)の故意によって生じた賠償責任
②戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動^(注2)に起因する賠償責任
③地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然変象に起因する賠償責任
④被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物に対し正当な権利を有する者に対して負担する賠償責任
⑤被保険者と世帯を同じくする親族に対する賠償責任
⑥被保険者の使用人が被保険者の業務に従事中に被った

- 身体の障害によって生じた賠償責任
⑦排水または排気^(注3)によって生じた賠償責任
⑧被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任

(注1) 保険契約者または被保険者
これらの者が法人である場合は、その役員とします。

(注2) 暴動
群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

(注3) 排気
煙または蒸気を含みます。

第5条（責任の始期および終期）

- (1) 保険期間は、その初日の午後4時^(注)に始まり、末日の午後4時^(注)に終わります。ただし、保険期間が始まった後であっても、当社は、保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。
(2) (1)の時刻は、日本国の標準時によるものとします。
(注) 午後4時
保険証券にこれと異なる時刻が記載されている場合は、その時刻とします。

第6条（調査）

- (1) 被保険者は、常に事故の発生を予防するために必要な措置を講じるものとします。
(2) 当社は、保険期間中いつでも、(1)の措置の状況を調査し、かつ、その不備の改善を被保険者に請求することができます。
(3) 保険契約者または被保険者が正当な理由がなく(2)の調査を拒んだ場合は、当社は、保険契約者に対する書面による通知をもってこの保険契約を解除することができます。
(4) (3)の規定は、(2)に規定する拒否の事実のあった時の翌日から起算して1か月を経過した場合には適用しません。

第7条（告知義務）

- (1) 保険契約者または被保険者になる者は、保険契約締結の際、保険契約申込書等の記載事項^(注1)について、当社に事実を正確に告げなければなりません。
(2) 保険契約締結の際、保険契約者または被保険者が、保険契約申込書等の記載事項^(注1)について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合は、当社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
(3) (2)の規定は、次の①から⑥までのいずれかに該当する場合には適用しません。
①(2)の事実がなくなった場合
②当社が保険契約締結の際、(2)の事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合。なお、当社のために保険契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることを妨げた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勧めた場合を含みます。
③保険契約者または被保険者が、事故が生じる前に、保険契約申込書等の記載事項^(注1)につき、書面をもって訂正を当社に申し出て、当社がこれを承認した場合。なお、当社は、訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出た事実が、保険契約締結の際に当社に告げられていたとしても、当社が保険契約を締結していたと認めるときにかぎり、これを承認するものとします。

④当社が(2)の規定による解除の原因があることを知った時の翌日から起算して1か月を経過した場合または保険契約締結の時の翌日から起算して5年を経過した場合

⑤(2)の事実が、当社が保険契約締結時に交付する書面において定めた危険^(注2)に関する重要な事項に関係のないものであった場合。ただし、他の保険契約等に関する事項については(2)の規定を適用します。

(4) 事故が生じた後に(2)の規定による解除がなされた場合であっても、第9条（保険契約の解除）(3)の規定にかかわらず、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。

(5) (4)の規定は、(2)の事実に基づかずに発生した事故による損害については適用しません。
(注1) 保険契約申込書等の記載事項
他の保険契約等に関する事項を含みます。
(注2) 危険
損害の発生の可能性をいいます。

第8条（通知義務）

- (1) 保険契約締結の後、保険契約申込書等に記載された事項の内容に変更を生じさせる事実^(注1)が発生した場合は、保険契約者または被保険者は、事実の発生がその責めに帰すべき事由によるときはあらかじめ、責めに帰すことのできない事由によるときはその発生を知った後、遅滞なく、その旨を当社に申し出て、承認を請求しなければなりません。ただし、その事実がなくなった場合は、当社に申し出る必要はありません。
(2) (1)の事実がある場合^(注2)は、当社は、その事実について承認請求書を受領したと否とを問わず、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
(3) (2)の規定は、当社が(2)の規定による解除の原因があることを知った時の翌日から起算して1か月を経過した場合または(1)の事実が生じた時の翌日から起算して5年を経過した場合には適用しません。
(4) (1)に規定する手続がなされなかった場合は、当社は、事実の発生が保険契約者または被保険者の責めに帰すべき事由によるときは(1)の事実が発生した時、責めに帰すことのできない事由によるときは保険契約者または被保険者がその事実の発生を知った時から当社が承認請求書を受領するまでの間に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。
(5) (4)の規定は、次の①または②の場合には適用しません。
①(1)の事実が発生した場合において、変更後の保険料が変更前の保険料より高くなかった場合
②(1)の事実に基づかずに発生した事故による損害である場合
(注1) 保険契約申込書等の記載事項の内容に変更を生じさせる事実
他の保険契約等に関する事実については除きます。
(注2) (1)の事実がある場合
(5)①の規定に該当する場合は除きます。

第9条（保険契約の解除）

- (1) 保険契約者は、当社に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
(2) 当社は、次の①から④までのいずれかに該当す

る事由がある場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

- ①保険契約者または被保険者が、当社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
②被保険者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。
③保険契約者が、次のアからオまでのいずれかに該当すること。
ア. 反社会的勢力に該当すると認められること。
イ. 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。
ウ. 反社会的勢力を不当に利用していると認められること。
エ. 法人である場合において、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。
オ. その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。
④①から③までに掲げるもののほか、保険契約者または被保険者が、①から③までの事由がある場合と同程度に当社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

- (3) 当社は、被保険者が(2)③アからオまでのいずれかに該当する場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約^(注)を解除することができます。
(4) 保険契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。
(5) (2)または(3)の規定による解除が事故の発生した後になされた場合であっても、(4)の規定にかかわらず、(2)①から④までの事由または(3)の解除の原因となる事由が生じた時から解除がなされた時までに発生した事故による損害に対しては、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。
(6) 保険契約者または被保険者が(2)③アからオまでのいずれかに該当することにより(2)または(3)の規定による解除がなされた場合には、(5)の規定は、次の損害については適用しません。
①(2)③アからオまでのいずれにも該当しない被保険者に生じた損害
②(2)③アからオまでのいずれかに該当する被保険者に生じた法律上の損害賠償金の損害
(注) この保険契約
被保険者が複数である場合は、その被保険者に係る部分とします。

第10条（保険料の返還または請求-告知・通知事項等の承認の場合）

- (1) 次の①から③までの場合において、保険料を変更する必要があるときは、当社は、この保険契約に適用される特約条項等に別の定めがないかぎり、下表の規定に従い算出した額を返還し、または追加保険料を請求します。

区 分	保険料の返還または請求
①第7条（告知義務）(3)③の承認をする場合	変更前の保険料と変更後の保険料との差額を返還または請求します。

区分	保険料の返還または請求
②第8条（通知義務）(1)の通知に基づいて保険契約の内容を変更(注1)する場合	ア. 保険料が、賃金、入場者、領収金、売上高等に対する割合によって定められる場合 変更の時から保険期間が満了する時までの期間に対応する変更後の保険料と変更前の保険料との差額を返還または請求します。 イ. 保険料が、ア以外によって定められる場合 (ア) 変更後の保険料が変更前の保険料よりも低くなる場合 返還保険料 = [変更前の保険料 - 変更後の保険料] × [1 - 既経過期間(注2)に対応する別表に掲げる短期料率] (イ) 変更後の保険料が変更前の保険料よりも高くなる場合 追加保険料 = [変更後の保険料 - 変更前の保険料] × 未経過期間(注3)に対応する別表に掲げる短期料率
③①および②のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって保険契約条件変更の承認の請求を行い、当社がこれを承認する場合	

- (2) 当社は、保険契約者が(1)①または②の規定による追加保険料の支払を怠った場合(注4)は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (3) 当社が(1)①または②の規定による追加保険料を請求する場合において、(2)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。ただし、第8条（通知義務）(1)の事実が生じた場合における、その事実が生じた時より前に発生した事故による損害については、この規定を適用しません。
- (4) 当社が(1)③の規定により追加保険料を請求する場合において、保険契約者がその追加保険料の支払を怠った場合(注4)は、当社は、追加保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、保険契約条件変更の承認の請求がなかったものとして、この普通保険約款およびこの普通保険約款に付帯される特約条項等の規定に従い、保険金を支払います。

(注1) 変更

保険契約者または被保険者の申出に基づく第8条（通知義務）(1)の事実が生じた時を変更の時として、保険料の返還または請求の規定を適用します。

(注2) 既経過期間

1か月に満たない期間は1か月とします。

(注3) 未経過期間

1か月に満たない期間は1か月とします。

(注4) 追加保険料の支払を怠った場合

当社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合にかぎり、

第11条（保険料の精算）

- (1) 保険契約者は、保険料が、賃金、入場者、領収金、売上高等に対する割合によって定められる場合においては、保険契約終了後遅滞なく、保険料を確定するために必要な資料を当社に提出しなければなりません。
- (2) 当社は、保険期間中および保険契約終了後1年以内の期間において、保険料を算出するために必要があると認める場合は、いつでも保険契約者または被保険者の書類を閲覧することができます。

- (3) 当社は、(1)の資料および(2)の規定によって閲覧した書類に基づき算出された保険料(注)と既に領収した保険料との間に過不足がある場合は、その差額を返還または請求します。

(注) 保険料

この保険契約で定められた最低保険料に達しない場合は、その最低保険料をいいます。

第12条（保険契約の無効・取消し）

- (1) 保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって締結した保険契約は、無効とします。
- (2) 保険契約者または被保険者の詐欺または強迫によって当社が保険契約を締結した場合は、当社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を取り消すことができます。

第13条（保険料の返還－契約の無効・取消し・失効の場合）

この保険契約が無効、取消しまたは失効となる場合の保険料については、下表の規定に従います。

区分	保険料の返還
①この保険契約が無効となる場合	既に払い込まれた保険料の全額を返還します。ただし、前条(1)の規定によりこの保険契約が無効となる場合は、既に払い込まれた保険料を返還しません。
②前条(2)の規定により、当社がこの保険契約を取り消した場合	既に払い込まれた保険料を返還しません。
③この保険契約が失効となる場合	次の算式により算出した額を返還します。 既に払い込まれた保険料 × [1 - 既経過期間(注)に対応する別表に掲げる短期料率]

(注) 既経過期間

1か月に満たない期間は1か月とします。

第14条（保険料の返還－契約解除の場合）

この保険契約が解除となる場合は、当社は、この保険契約に適用される特約条項等に別の定めがない限り、下表の規定に従い算出した額を返還します。

区分	保険料の返還
①第6条（調査）(3)、第7条（告知義務）(2)、第8条（通知義務）(2)、第9条（保険契約の解除）(2)または第10条（保険料の返還または請求－告知・通知事項等の承認の場合）(2)の規定により当社がこの保険契約を解除した場合	次の算式により算出した額を返還します。 既に払い込まれた保険料 × [1 - 既経過期間(注)に対応する別表に掲げる短期料率]
②第9条（保険契約の解除）(1)の規定により保険契約者がこの保険契約を解除した場合	

(注) 既経過期間

1か月に満たない期間は1か月とします。

第15条（失効・解除の特例）

- (1) 第13条（保険料の返還－契約の無効・取消し・失効の場合）③の規定にかかわらず、保険料が賃金、入場者、領収金、売上高等に対する割合によって

定められた保険契約が失効した場合は、第11条（保険料の精算）(3)の規定によって保険料を精算します。ただし、最低保険料の定めがないものとして計算します。

- (2) 前条の規定にかかわらず、保険料が賃金、入場者、領収金、売上高等に対する割合によって定められた保険契約の解除の場合は、第11条（保険料の精算）(3)の規定によって保険料を精算します。

第16条（事故の発生）

保険契約者または被保険者は、事故が発生したことを知った場合は、下表の「事故発生時の義務」を履行しなければなりません。保険契約者または被保険者が、正当な理由がなくこれらの規定に違反した場合は、当社は、下表の「差し引く金額」を差し引いて、保険金を支払います。

事故発生時の義務	差し引く金額
①次の事項を遅滞なく書面で当社に通知すること。 ア.事故発生の日時、場所および事故の状況ならびに被害者の住所および氏名または名称 イ.アについて証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名または名称 ウ.損害賠償の請求を受けた場合は、その内容	保険契約者または被保険者がこの規定に違反したことによって、当社が被った損害の額
②他人に損害賠償の請求(注1)をすることができる場合は、その権利の保全または行使に必要な手続をすること。	他人に損害賠償の請求(注1)をすることによって取得することができる認められる額
③損害の発生および拡大の防止に努めること。	発生または拡大を防止することができたと認められる損害の額
④損害賠償の請求(注1)を受けた場合は、あらかじめ当社の承認を得ないで、その全部または一部を承認しないこと。ただし、被害者に対する応急手当または護送その他の緊急措置を行う場合を除きます。	損害賠償責任がないと認められる額
⑤損害賠償の請求(注1)についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく当社に通知すること。	
⑥他の保険契約等の有無および内容(注2)について、遅滞なく当社に通知すること。	保険契約者または被保険者がこの規定に違反したことによって、当社が被った損害の額
⑦①から⑥までのほか、当社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合は、遅滞なく、これを提出し、また当社が行う損害の調査に協力すること。	

(注1) 損害賠償の請求

共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

(注2) 他の保険契約等の有無および内容

既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合は、その事実を含みます。

第17条（損害賠償請求解決のための協力）

- (1) 被保険者が損害賠償の請求を受けた場合において、当社が必要と認めるときは、当社は、被保険者に代わり自己の費用でその解決に当ることができません。この場合において、被保険者は、当社の求めに応じ、その遂行について当社に協力しなければなりません。
- (2) 被保険者が正当な理由がなく(1)の協力に応じない場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて、保険金を支払います。

第18条（保険金請求の手続）

- (1) 当社に対する保険金請求権は、次の時から発生し、これを行使用することができるものとします。
- ①第2条（損害の範囲および責任限度）(1)①の損害賠償金に係る保険金については、被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した時、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時
- ②第2条（損害の範囲および責任限度）(1)②から⑥までの費用に係る保険金については、被保険者が負担すべき費用の額が確定した時
- (2) 被保険者が保険金の支払を請求する場合は、次の①から⑥までの書類または証拠のうち、当社が求めるものを当社に提出しなければなりません。
- ①保険金請求書
②被保険者が損害賠償責任を負担することを示す判決書、調停調書、和解調書または示談書
③被保険者の損害賠償金の支払およびその金額を証明する書類
④被保険者が保険金を請求することについて、損害賠償請求権者の承諾があったことおよびその金額を証明する書類
⑤その他当社が次条(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの
- (3) 当社は、事故の内容、損害の額等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、(2)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合は、当社が求めた書類または証拠をすみやかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (4) 次の①から③までのいずれかに該当する場合には、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
- ①保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(3)の規定に違反した場合
②保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(2)または(3)の書類に事実と異なる記載をした場合
③保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(2)または(3)の書類または証拠を偽造し、または変造した場合
- (5) 保険金請求権は、(1)に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第19条（保険金の支払）

- (1) 当社は、請求完了日(注1)からその日を含めて30日以内に、当社が保険金を支払うために必要な次の①から⑥までの事項の確認を終え、保険金を支払います。
- ①保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実
②保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な

賠償責任保険追加条項

第1章 共通条項

第1条（用語の定義—五十音順）

この保険契約において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
医薬品等	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）に規定する医薬品、医薬部外品および医療機器 ^(注) をいいます。 (注) 医療機器 体内に移植されるものにかぎります。
汚染物質	固体状、液体状、気体状の、もしくは熱を帯びた刺激物質、有毒物質または汚濁物質をいい、煙、蒸気、すす、臭気、酸、アルカリ、化学物質、石油物質、廃棄物等を含みます。なお、廃棄物には再生利用されるものを含みます。
記名被保険者	保険証券の被保険者欄に記載された者をいいます。
記名被保険者の下請負人	記名被保険者が他人から請け負った業務の一部または全部の完成を記名被保険者から請け負った者をいい、数次の請負により請け負った者を含みます。
記名被保険者の使用人等	次の①から③に掲げる者をいいます。 ①記名被保険者の役員および使用人 ②記名被保険者の下請負人 ③記名被保険者の下請負人の役員および使用人
建設用工作車	次の①から⑧に掲げるものをいいます。ただしダンプカーおよびユニック車を含みません。 ①ブルドーザー、アングルドーザー、タイヤドーザー、スクレーパー、モーターグレーダー、レーキドーザー、モータースクレーパー、ロータリースクレーパー、ロードスクレーパー（キャリアール）、ロードローラーまたは除雪用スノーブラウ ②パワーショベル、ドラグライン、クラムシエル、ドラグショベル、ショベルカー、万能掘削機、スクープモービル、ロッカーショベル、バケットローダーまたはショベルローダー ③ポータブルコンプレッサー、ポータブルコンベヤーまたは発電機自動車 ④コンクリートポンプ、ワゴンドリル、フォークリフトトラックまたはクレーンカー ⑤①から④のものをけん引するトラクター、整地または農耕用トラクター ⑥ターナロッカー ⑦コンクリートミキサーカー、ミキサーモービル、コンクリートアジテーター、生コンクリート運搬自動車、木材防腐加工自動車、高所作業車、芝刈り機または清掃作業車 ⑧その他①から⑦に類するもの

①の損害賠償金について、保険金の支払を行うものとし、

①被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をした後に、当会社から被保険者に支払う場合。ただし、被保険者が賠償した金額を限度とします。

②被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、被保険者の指図により、当会社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合

③被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、損害賠償請求権者が（1）の先取特権を行使したことにより、当会社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合

④被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、当会社が被保険者に保険金を支払うことを損害賠償請求権者が承諾したことにより、当会社から被保険者に支払う場合。ただし、損害賠償請求権者が承諾した金額を限度とします。

(3) 保険金請求権^(注)は、損害賠償請求権者以外の第三者に譲渡することはできません。また、保険金請求権^(注)を質権の目的とし、または（2）③の場合を除いて差し押さえることはできません。ただし、（2）①または④の規定により被保険者が当会社に対して保険金の支払を請求することができる場合を除きます。

(注) 保険金請求権 第2条（損害の範囲および責任限度）（1）②から⑥までの費用に対する保険金請求権を除きます。

第23条（訴訟の提起）

この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

第24条（準拠法）

この普通保険約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

（別表）

短期料率表

既経過期間 または 未経過期間	短期料率	既経過期間 または 未経過期間	短期料率
1か月まで	1/12	7か月まで	7/12
2か月まで	2/12	8か月まで	8/12
3か月まで	3/12	9か月まで	9/12
4か月まで	4/12	10か月まで	10/12
5か月まで	5/12	11か月まで	11/12
6か月まで	6/12	12か月まで	12/12

弁護士法（昭和24年法律第205号）に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

(注4) その確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合 必要な協力を行わなかった場合を含みます。

第20条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額^(注1)の合計額が、損害の額^(注2)を超えるときは、当会社は、次の①または②に定める額を保険金として支払います。

①他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合

この保険契約の支払責任額^(注1)

②他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合

損害の額^(注2)から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額^(注1)を限度とします。

(注1) 支払責任額

それぞれの保険契約または共済契約について、他の保険契約または共済契約がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。

(注2) 損害の額

それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合は、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

第21条（代位）

(1) 損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権^(注)を取得した場合において、当会社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当会社に移転します。ただし、移転するのは、次の①または②のいずれかの額を限度とします。

区分	移転する債権の限度額
①当社が損害の額の全額を保険金として支払った場合	被保険者が取得した債権の全額
②①以外の場合	次の算式により算出された額 被保険者が取得した債権の額 - 損害の額のうち保険金が支払われていない額

(2) (1) ②の場合において、当会社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

(3) 保険契約者および被保険者は、当会社が取得する（1）の債権の保全および行使ならびにそのために当会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。この場合において、当会社に協力するために必要な費用は、当会社の負担とします。

(注) 損害賠償請求権その他の債権

当会社が保険金を支払うべき損害に係る保険金、共済金その他の金銭の請求権および共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。

第22条（先取特権）

(1) 損害賠償請求権者は、被保険者の当会社に対する保険金請求権^(注)について、先取特権を有します。

(2) 当会社は、次の①から④までのいずれかに該当する場合に、第2条（損害の範囲および責任限度）（1）

な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無

③保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額および事故と損害との関係

④保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無

⑤①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当会社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項

(2) (1) の確認をするため、下表の①から⑥までに掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合は、（1）の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日^(注1)からその日を含めて下表の①から⑥までに掲げる日数^(注2)を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。

特別な照会または調査	日数
①（1）①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査または調査結果の照会 ^(注3)	180日
②（1）①から④までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会	90日
③（1）③の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会	120日
④災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された災害の被災地域における（1）①から⑤までの事項の確認のための調査	60日
⑤（1）①から⑥までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査	180日
⑥損害賠償請求の内容もしくは根拠が判例もしくは他の事例に鑑み特殊である場合または事故により多数の被害が生じた場合において、（1）①から④までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会または関係当事者への照会	180日

(3) (2) ①から⑥までに掲げる特別な照会または調査を開始した後、（2）①から⑥までに掲げる期間中に保険金を支払う見込みがないことが明らかになった場合は、当会社は、（2）①から⑥までに掲げる期間内に被保険者との協議による合意に基づき、その期間を延長することができます。

(4) (1) から（3）までに掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合^(注4)は、これにより確認が遅延した期間については、（1）から（3）までの期間に算入しないものとします。

(注1) 請求完了日

被保険者が前条（2）の規定による手続を完了した日をいいます。

(注2) 下表の①から⑥までに掲げる日数

①から⑥までの複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

(注3) 警察、検察、消防その他の公の機関による捜査または調査の結果の照会

用語	定義
公共水域	海、河川、湖沼または運河をいいます。
財物	財産的価値を有する有体物をいいます。有体物には、情報機器で使用される記録媒体に記録されている情報、データおよびプログラム、電気ならびに知的財産権を含みません。
自動車	道路運送車両法（昭和26年法律第185号）によって定められる自動車および原動機付自転車を含みます。
石油物質	次の①から③に掲げるものをいいます。 ①原油、揮発油、灯油、軽油、重油、潤滑油、ピッチ、タール等の石油類 ②①に記載の石油類より誘導される化成品類 ③①または②に記載の物質を含む混合物、廃棄物および残さ
排出等	排出、流出、いつ出、分散、拡散、放出、漏出等をいいます。

第2条（適用の範囲）

- (1) この追加条項は、次の①から⑦に掲げる特約条項等が付帯された保険契約について適用します。
- ①施設所有管理者特約条項
 - ②昇降機特約条項
 - ③請負業者特約条項
 - ④生産物特約条項
 - ⑤受託者特約条項
 - ⑥自動車管理者特約条項
 - ⑦①から⑥のほか、事業活動に伴い事業者が被る損害に対して保険金を支払う特約条項等^(注1)
- (2) この追加条項に規定しない事項については、この追加条項の趣旨に反しないかぎり、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）ならびにこの保険契約に付帯される特約条項および他の追加条項の規定を適用します。
- (注1) 事業活動に伴い事業者が被る損害に対して保険金を支払う特約条項等
個人関係等特約条項等^(注2)を除きます。
- (注2) 個人関係等特約条項等
次のアからノに掲げる特約条項および追加条項をいいます。
- ア. ゴルフ特約
 - イ. 個人特約
 - ウ. ハンター特約
 - エ. 旅館宿泊者特約条項
 - オ. 傷害担保追加条項（旅館宿泊者特約条項用）
 - カ. スポーツ特約
 - キ. P T A管理者特約条項
 - ク. テニス特約
 - ケ. 塾生徒特約条項
 - コ. 第三者の加害行為による死亡保険金、後遺障害保険金および入院保険金追加支払追加条項（塾生徒特約条項用）
 - サ. 傷害担保追加条項（塾生徒特約条項用）
 - シ. スキー・スケート特約
 - ス. 自治会活動特約条項
 - セ. 第三者の加害行為による死亡保険金、後遺障害保険金および入院保険金追加支払追加条項（自治会活動特約条項用）
 - ソ. 遊漁船利用者特約条項
 - タ. 商店会総合特約条項
 - チ. P T A特約条項
 - ツ. スキー場入場者特約条項

- テ. クレジットカード用ゴルフ保険特約
- ト. 医師特約条項
- ナ. 医療施設特約条項
- ニ. 傷害見舞費用担保追加条項（医療施設特約条項用）
- ヌ. 傷害担保追加条項（医療施設特約条項用）
- ネ. 特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金および葬祭費用保険金」担保追加条項（医療施設特約条項・傷害担保追加条項用）
- ノ. サービス・ステーション傷害担保特約条項

第3条（保険金を支払わない場合－原子力危険）

当社は、直接であると間接であるとを問わず、核燃料物質^(注1)または核原料物質、放射性元素、放射性同位元素もしくはこれらによって汚染された物^(注2)の原子核反応、原子核の崩壊等による放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性に起因して賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。ただし、医学的、科学的または産業的利用に供されるラジオ・アイソトープ^(注3)の原子核反応、原子核の崩壊等による場合を除きます。なお、被保険者に対して損害賠償請求がなされた時点で賠償責任があるものとみなし、本条を適用するものとします。

- (注1) 核燃料物質
使用済核燃料を含みます。
- (注2) 汚染された物
原子核分裂生成物を含みます。
- (注3) 医学的、科学的または産業的利用に供されるラジオ・アイソトープ
ウラン、トリウム、プルトニウムおよびこれらの化合物ならびにこれらの含有物を含みません。

第4条（保険金を支払わない場合－石綿危険）

当社は、直接であると間接であるとを問わず、被保険者が次の①または②に掲げる賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。なお、被保険者に対して損害賠償請求がなされた時点で賠償責任があるものとみなし、本条を適用するものとします。

- ①石綿または石綿を含む製品の発ガン性その他の有害な特性に起因する賠償責任
- ②石綿の代替物質またはその代替物質を含む製品が有する発ガン性その他の石綿と同種の有害な特性に起因する賠償責任

第5条（保険金を支払わない場合－汚染危険）

- (1) 当社は、直接であると間接であるとを問わず、被保険者が次の①または②に掲げる賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。
- ①汚染物質の排出等に起因する賠償責任。ただし、②の場合を除き、汚染物質の排出等が急激かつ偶然に発生した場合は、この規定を適用しません。
 - ②公共水域への石油物質の排出等に起因する賠償責任。なお、この賠償責任には、次のアまたはイに掲げる賠償責任を含みます。
 - ア. 水の汚染による他人の財物の損壊に起因する賠償責任
 - イ. 水の汚染によって漁獲高が減少し、または漁獲物の品質が低下したことに起因する賠償責任
- (2) 当社は、直接であると間接であるとを問わず、次の①または②に掲げる費用に対しては、被保険者が支出したと否とを問わず、保険金を支払いません。
- ①汚染物質の排出等が発生した場合^(注)において、その汚染物質の調査、検査、監視、清掃、除去、回収、移動、収容、隔離、処理、焼却、脱毒、中和または拡大もしくは拡散の防止等のために支出された費用その他損害の発生および拡大を防止するために要した費用。ただし、②の場合

- を除き、汚染物質の排出等が急激かつ偶然に発生した場合は、この規定を適用しません。
 - ②公共水域への石油物質の排出等が発生した場合^(注)において、その石油物質の調査、検査、監視、清掃、除去、回収、移動、収容、隔離、処理、焼却、脱毒、中和または拡大もしくは拡散の防止等のために支出された費用その他損害の発生および拡大を防止するために要した費用
- (注) 排出等が発生した場合
そのおそれのある場合を含みます。

第6条（保険金を支払わない場合－専門職業危険）

- 当社は、直接であると間接であるとを問わず、被保険者が次の①または②に掲げる賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。ただし、この保険契約に適用される特約条項に、これと異なる規定がある場合を除きます。
- ①被保険者または被保険者の業務の補助者^(注)が行う次のアからエに掲げる仕事に起因する賠償責任
 - ア. 医療行為
 - イ. あんま、マッサージ、指圧、はり、きゅう、柔道整復等
 - ウ. 法令により医師、歯科医師、獣医師または薬剤師にかぎり認められている医薬品等の調剤、調整、鑑定、販売もしくは授与またはこれらの指示
 - エ. 身体の美容または整形。ただし、理容師法（昭和22年法律第234号）に規定する理容または美容師法（昭和32年法律第163号）に規定する美容を除きます。
 - ②弁護士、外国法事務弁護士、公認会計士、税理士、建築士、設計士、土地家屋調査士、司法書士、行政書士、獣医師その他これらに類似の者が行う専門的職業行為に起因する賠償責任
- (注) 被保険者の業務の補助者
被保険者のためにその仕事を行う者を含みます。

第7条（1事故の定義）

- (1) 普通約款第2条（損害の範囲および責任限度）(2)に規定する「1回の事故」とは、発生の時もしくは場所または被害者もしくは被保険者の数にかかわらず、同一の原因に起因して生じた一連の事故をいい、一連の事故が複数の保険証券の保険期間に発生した場合であっても、当社は、一連の事故は最初の事故が発生した時にすべて発生したものとみなし、最初の事故が発生した時に適用可能な保険証券に記載された保険金額を適用します。
- (2) この保険契約に適用される特約条項または他の追加条項に、(1)と異なる規定がある場合は、当社は、(1)の規定を適用しません。

第8条（被保険者相互間の関係）

- (1) 当社は、この保険契約において、普通約款ならびにこの保険契約に付帯される特約条項および他の追加条項の規定は、被保険者相互を他人とみなさずに適用するものとします。
- (2) この保険契約が、次の①から④のすべてに該当する団体契約である場合は、団体契約の加入者^(注)ごとに、(1)の規定を適用するものとします。
- ①当社の定める団体の基準に該当すること。
 - ②団体の代表者が保険契約者であること。
 - ③団体の構成員が記名被保険者であること。
 - ④1保険証券で契約された保険契約であること。
- (3) (2)の場合においては、団体契約の加入者^(注)ごとに、保険証券に記載された1事故保険金額および総保険金額の規定を適用するものとします。
- (4) この保険契約に適用される特約条項または他の追加条項に(1)から(3)と異なる規定がある場合は、その特約条項または他の追加条項の規定に従います。
- (注) 団体契約の加入者

その団体の構成員として保険契約申込書等に明記された者をいいます。

第9条（供託金の貸付け等）

- (1) 上訴に伴う強制執行の停止または既になされた執行処分取消しのために、被保険者が担保として金銭を供託する場合は、当社は、保険金の支払責任を負うかぎりにおいて、供託金相当額を、供託金に付されると同率の利息により、被保険者に貸し付けることができます。ただし、保険証券記載の保険金額を限度とします。この場合において、当社が1回の事故について既に保険金を支払った普通約款第2条（損害の範囲および責任限度）(1)①の金額があるときは、その全額を保険金額から差し引いた金額をもって限度とします。
- (2) (1)の規定により当社が供託金相当額を貸し付ける場合は、被保険者は、当社のためにその供託金^(注1)の取戻請求権の上に質権を設定しなければなりません。
- (3) (1)の貸付けが行われている間においては、普通約款第2条（損害の範囲および責任限度）(3)の規定は、その貸付金^(注2)を既に支払った同条(1)①の金額とみなして適用します。
- (4) (1)の供託金^(注1)が第三者に還付された場合は、その還付された供託金^(注1)の限度で、(1)の貸付金^(注2)が普通約款第2条（損害の範囲および責任限度）(1)①の金額として支払われたものとみなします。
- (注1) 供託金
利息を含みます。
- (注2) 貸付金
利息を含みます。

第10条（短期契約または長期契約の取扱い）

- (1) この保険契約の保険期間が1年未満または1年超となる場合は、普通約款第10条（保険料の返還または請求－告知・通知事項等の承認の場合）(1)の「保険料の返還または請求」の欄に規定するイ（ア）および（イ）の規定は、次のとおり読み替えて適用するものとします。
- 「（ア）変更後の保険料が変更前の保険料よりも低くなる場合
返還保険料＝〔変更前の保険料－変更後の保険料〕×
 $\left(1 - \frac{\text{既経過月数}^{(注2)}}{\text{保険期間月数}^{(注3)}}\right)$ 」
- （イ）変更後の保険料が変更前の保険料よりも高くなる場合
追加保険料＝〔変更後の保険料－変更前の保険料〕×
 $\frac{\text{未経過月数}^{(注4)}}{\text{保険期間月数}^{(注3)}}$ 」
- (注2) 既経過月数
1か月に満たない期間は、1か月とします。
- (注3) 保険期間月数
1か月に満たない期間は、1か月とします。
- (注4) 未経過月数
1か月に満たない期間は、1か月とします。」
- (2) この保険契約の保険期間が1年未満または1年超となる場合は、普通約款第13条（保険料の返還－契約の無効・取消し・失効の場合）③ならびに普通約款第14条（保険料の返還－契約解除の場合）①および②の保険料の返還の規定は、次のとおり読み替えて適用するものとします。

「次の算式により算出した額を返還します。
既に払い込まれた保険料 × $\left(1 - \frac{\text{既経過月数}^{(注1)}}{\text{保険期間月数}^{(注2)}}\right)$ 」

- (注1) 既経過月数
1か月に満たない期間は、1か月とします。
- (注2) 保険期間月数
1か月に満たない期間は、1か月とします。」

第11条 (告知義務規定の読み替え)

- (1) この保険契約の記名被保険者が個人の場合(注1)は、普通約款第7条(告知義務)(1)、(2)および(3)③の規定中「保険契約申込書等の記載事項」とあるのは「告知事項」と読み替えて適用します。
- (2) (1)において読み替える「告知事項」とは、危険(注2)に関する重要な事項のうち、保険契約申込書等の記載事項とすることによって当会社が告知を求めたものをいい、他の保険契約等に関する事項を含みます。
- (注1) 記名被保険者が個人の場合
記名被保険者が複数の場合において、記名被保険者に個人以外の者が含まれるときを除きます。

- (注2) 危険
損害の発生の可能性をいいます。

第12条 (通知義務規定の読み替え)

前条の規定が適用される場合は、普通約款第8条(通知義務)の規定を次のとおり読み替えて適用します。

「第8条(通知義務)

- (1) 保険契約締結の後、告知事項(注1)に変更を生じさせる事実(注2)が発生した場合は、保険契約者または記名被保険者が、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。ただし、その事実(注2)がなくなった場合は、当会社への通知は必要ありません。
- (2) (1)の事実(注2)の発生によって危険増加(注3)が生じた場合において、保険契約者または記名被保険者が、故意または重大な過失によって遅滞なく(1)の通知をしなかったときは、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (3) (2)の規定は、当会社が(2)の規定による解除の原因があることを知った時の翌日から起算して1か月を経過した場合または危険増加(注3)が生じた時の翌日から起算して5年を経過した場合は適用しません。
- (4) (2)の規定による解除が事故の発生した後になされた場合であっても、第9条(保険契約の解除)(4)の規定にかかわらず、解除に係る危険増加(注3)が生じた時から解除がなされた時まで発生した事故による損害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (5) (4)の規定は、その危険増加(注3)をもたらし事故に基づかずに発生した事故による損害については適用しません。

(注1) 告知事項
危険(注4)に関する重要な事項のうち、保険契約申込書等の記載事項とすることによって当会社が告知を求めたものをいい、他の保険契約等に関する事項を含みます。

(注2) 告知事項に変更を生じさせる事実
他の保険契約等に関する事実については除きます。

(注3) 危険増加
告知事項(注1)についての危険(注4)が高くなり、この保険契約で定められている保険料がその危険(注4)を計算の基礎として算出される保険料に不足する状態になることをいいます。

(注4) 危険
損害の発生の可能性をいいます。」

第13条 (費用保険金の保険金請求権の発生時期)

- (1) 普通約款第2条(損害の範囲および責任の限度)(1)②から⑥に掲げる費用のほか、この追加条項が付帯される保険契約に付帯された他の特約条項および追加条項において、支払うことが規定されている費用に係る保険金の当会社に対する保険金請求権は、被保険者が負担すべき費用の額が確定した時から発生し、これを行使用することができるとします。
- (2) 普通約款第18条(保険金請求の手續)(5)の規定にかかわらず、(1)の保険金の当会社に対する保険金請求権は、(1)に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第14条 (読替規定)

当会社は、この追加条項が付帯された保険契約においては、普通約款の規定を下表のとおり読み替えて適用します。

読み替える規定	読替前	読替後
「売上高」の用語の定義	被保険者	記名被保険者
「使用人」の用語の定義	被保険者	記名被保険者
「賃金」の用語の説明	被保険者	記名被保険者
「入場者」の用語の定義	被保険者の使用人	記名被保険者の役員および使用人
「領収金」の用語の説明	被保険者	記名被保険者
第4条(保険金を支払わない場合)①	保険契約者または被保険者の故意	保険契約者または被保険者の故意。ただし、当会社が保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎります。
第4条(保険金を支払わない場合)⑤	被保険者と世帯を同じくする親族に対する賠償責任	被保険者と世帯を同じくする親族に対する賠償責任。(ただし、当会社が保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎります。)
第4条(保険金を支払わない場合)⑥	被保険者の使用人	記名被保険者および記名被保険者の使用人等
第4条(保険金を支払わない場合)⑥	被保険者の業務	記名被保険者の業務
第7条(告知義務)	被保険者	記名被保険者
第8条(通知義務)	被保険者	記名被保険者
第10条(保険料の返還または請求—告知・通知事項等の承認の場合)	被保険者	記名被保険者
第11条(保険料の精算)	被保険者	記名被保険者

第15条 (保険金を支払わない場合—管理財物)

普通約款第4条(保険金を支払わない場合)④の規定にかかわらず、当会社は、直接であると間接であるとを問わず、次の①から③に掲げる財物の損壊により、その財物について正当な権利を有する者に対し、被保険者が賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- ①所有財物
記名被保険者が所有する財物をいい、所有権留保条

項付売買契約に基づいて購入した財物を含みます。

②受託財物
次のアからエに掲げる他人の財物をいいます。

ア. 借用財物
記名被保険者が借用している財物をいい、その財物の所有者または占有者からの借用許可の有無を問いません。

イ. 支給財物
(ア) 作業(注1)に使用される材料または部品をいい、既に作業(注1)に使用されたものを含みます。

(イ) 記名被保険者または記名被保険者のために記名被保険者以外の者によって据え付けられる、または組み立てられる装置もしくは設備をいい、既に据え付けられた、または組み立てられたものを含みます。

ウ. 販売・保管・運送受託物
記名被保険者または記名被保険者のために記名被保険者以外の者によって行われる販売、保管、運送等を目的として明示的に受託した財物をいい、借用財物および支給財物を除きます。

エ. 作業受託物
作業(注1)のために記名被保険者の所有または管理する施設内(注2)にある財物をいい、販売・保管・運送受託物を除きます。

③作業対象物
受託財物以外の作業(注1)の対象物をいいます。

(注1) 作業
記名被保険者または記名被保険者のために記名被保険者以外の者によって行われる作業をいい、加工、修理、保守、点検、清掃および洗浄を含みます。

(注2) 施設内
仕事の通常の過程として、一時的に施設外にある場合は、施設内にあるものとみなします。

第2章 施設所有管理者特約条項に係る条項

<省略>

第3章 昇降機特約条項に係る条項

<省略>

第4章 請負業者特約条項に係る条項

<省略>

第5章 生産物特約条項に係る条項

<省略>

第6章 受託者特約条項に係る条項

<省略>

第7章 自動車管理者特約条項に係る条項

<省略>

第8章 旅館特約条項に係る条項

<省略>

建設コンサルタント業務特約条項

第1条 (当会社の支払責任)

当会社は、賠償責任保険普通保険約款(以下「普通約款」といいます。)第1条(当会社の支払責任)の規定にかかわらず、被保険者またはその使用人その他被保険者の業務の補助者が日本国内において、標準契約約款(「公共土木設計業務等標準委託契約約款について(通知)」(平成7年5月26日建設省経発第49号)別添の公共土木設計業務等標準委託契約約款をいいます。以下同様とします。)または標準契約約款と同様の契約書等に基づき遂行した建設コンサルタント業務(以下「業務」といいます。)に関して、業務の委託者に引き渡した成果物(以下「成果物」といいます。)に起因して、次の①または②の場合において被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払います。

①第三者(業務の委託者を除きます。以下同様とします。)の身体障害(障害に起因する死亡を含みます。)または第三者の財物の損壊に関して、被保険者が保険期間中に損害賠償請求を提起された場合

②書面により提示された業務の条件を充足しない成果物を引き渡したことにより業務の委託者より被保険者が保険期間中に損害賠償請求を提起された場合

第2条 (保険期間と保険責任の関係)

(1) 当会社は、普通約款第5条(責任の始期および終期)の保険期間(以下「保険期間」といいます。)中に、被保険者に対し日本国内において損害賠償請求が提起された場合にかぎり、保険金を支払います。

(2) (1)の規定にかかわらず、当会社は、保険期間開始前に着手した業務に関する成果物に起因する損害賠償請求については、継続契約(注)の場合は、次の①から③までの要件を満たし、かつ、この保険契約の保険期間中に、被保険者に対し日本国内において損害賠償請求が提起された場合にかぎり、保険金を支払います。

①その業務の着手後一年以内に、この保険契約と同一の危険を負担する保険契約(以下「同種の保険契約」といいます。)が当会社との間に締結されていたこと。

②成果物の引き渡し時に同種の保険契約が当会社との間に締結されていたこと。

③当会社との間に締結された同種の保険契約が、この保険契約の保険期間の始期まで有効に存続していたこと。

(3) この保険契約が最初の保険契約(継続契約以外の建設コンサルタント賠償責任保険契約をいいます。)である場合は、当会社は、(1)および(2)の規定にかかわらず、保険期間開始前に着手した業務に関する成果物に起因する損害賠償請求については、その業務が保険期間開始日以前1年間に着手され、この保険契約の保険期間中に、成果物が引き渡され、かつ、被保険者に対して日本国内において損害賠償請求が提起された場合にかぎり、保険金を支払います。

(注) 建設コンサルタント賠償責任保険契約の保険期間の終了日(建設コンサルタント賠償責任保険契約が終了日前に解除されていた場合は、解除日とします。)を保険期間の開始日とする建設コンサルタント賠償責任保険契約をいいます。

第3条 (損害の範囲および責任限度)

(1) 普通約款第2条(損害の範囲および責任の限度)(3)および(4)の規定にかかわらず、1請求について、当会社が支払う金額は、同条(1)⑤の費用を除き、損害の額が保険証券記載の免責金額を超過する部分に保険証券記載の縮小支払割合を

乗じて得た金額とし、保険期間を通じて保険証券、加入者証等に記載の総保険金額を限度とします。

- (2) ①保険契約者、被保険者またはその代理人が、損害賠償請求がなされるおそれのある、第三者の身体の障害、第三者の財物の損壊、建設コンサルタント業務の要件を充足しない成果物を業務の委託者に引き渡したとまたはその原因・事由の具体的状況を、知った日（以下「認識日」といいます。）が保険期間の開始日より前である場合は当会社は、この保険契約の支払条件により算出した支払責任額と、その認識日の属する保険契約の支払条件により算出した支払責任額のうち、いずれか低い金額を限度として、保険金を支払います。
- ②①の規定中「知った」とは、知らなかったとしても職業上または職務上の相当な注意をもってすれば知り得たと認められる場合を含みます。

第4条（保険金を支払わない場合—その1）

当会社は、直接であると間接であるとを問わず、普通約款第4条（保険金を支払わない場合）①から⑧までに掲げる賠償責任を負担することによって被る損害のほか、被保険者が次の①から⑩までに掲げる損害賠償責任のいずれかを負担することによって被る損害については、保険金を支払いません。

- ①被保険者が業務を行う施設もしくは設備、航空機、昇降機、車両（原動力がもっぱら人力である場合を除きます。）または船舶の所有、使用もしくは管理によって生じた賠償責任
- ②被保険者、その使用人もしくは業務の補助者の犯罪（過失犯を除きます。）または被保険者が他人に損失を与えることを予見しながら行った行為（不作為を含みます。）によって生じた賠償責任
- ③名誉き損によって生じた賠償責任
- ④秘密漏えいによって生じた賠償責任
- ⑤漁業権、著作権、工業所有権、水利権等の無体財産権の侵害によって生じた賠償責任
- ⑥騒音、振動またはじんあいによって生じた賠償責任
- ⑦環境に与えた損失に起因する賠償責任
- ⑧景観が不良であるとの申し立てに基づく損害賠償請求に起因する賠償責任
- ⑨測量の過誤または不足に起因する賠償責任
- ⑩業務の成果物の修補、改善または再作製に要する費用にかかる賠償責任
- ⑪業務もしくは工事の履行不能または履行遅滞に起因する賠償責任
- ⑫損害賠償請求の原因もしくは原因となる事由について、その原因または事由の発生を予見できた業務に起因する賠償責任
- ⑬この保険契約締結時の当時、保険期間開始前に発生した原因もしくは事由により、保険期間開始後被保険者に対して第1条（当会社の支払責任）の損害賠償請求がなされることを被保険者が知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合において、その原因または事由によって生じた賠償責任
- ⑭成果物の過大設計に起因する賠償責任。ただし、次の（ア）または（イ）の場合を除きます。なお、この場合においても、修補、改善または再作成に過分の費用を要するときは、その過分の費用にかかる賠償責任は除きます。
- （ア）成果物の過大設計が、成果物に基づき構築された構造物（以下「構造物」といいます。）が構造物全体として完成する前に発見された場合
- （イ）過大設計に基づいて完成した部分構造物により、構造物全体としては必要な機能を有しない場合
- ⑮PFI（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年7月30日法律第117号）に基づき実施される、民間資金等を活用し

た事業形態をいいます。）により事業を受注したコンソーシアムに参加し、選定事業者（構成企業、協力企業）として遂行した建設コンサルタント業務に起因する賠償責任

- ⑯DB（構造物の構造形式や主要諸元も含めた設計と施工を一括して発注する方式をいいます。）により事業を受注したコンソーシアムに参加し、遂行した建設コンサルタント業務に起因する賠償責任

第5条（保険金を支払わない場合—その2）

- (1) 当会社は、直接であると間接であるとを問わず、普通約款第4条（保険金を支払わない場合）①から⑩までに掲げる賠償責任を負担することによって被る損害のほか、成果物に基づき建造された構造物（以下「構造物」といいます。）について、次の①から③までのいずれかに掲げる事由によって生じた損壊等（滅失、損傷、汚損またはかしをいいます。以下同様とします。）に起因して被保険者が被る損害に対しては、保険金を支払いません。
- ①戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。）に起因する損害責任
- ②地震、噴火、台風、洪水、高潮または津波に起因する損害責任
- ③核燃料物質（使用済燃料を含みます。以下同様とします。）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性に起因する損害責任
- (2) 当会社は、(1)の①から③までの事由によって生じた構造物の損壊等が拡大したことによって被保険者が被る損害もしくは発生原因を問わず、構造物の損壊等がこれらの事由によって拡大したことによって被保険者が被る損害およびこれらの事由がなければ発見されなかった構造物の損壊等に起因して被保険者が被る損害に対しては、保険金を支払いません。
- (3) ①当会社は、最初の保険契約締結の当時、保険契約者、被保険者もしくはその代理人が、保険期間の開始日（最初の保険契約の被保険者においては被保険者となった日をいいます。以下同様とします。）より前に知っていた第三者の身体の障害、第三者の財物の損壊、建設コンサルタント業務の要件を充足しない成果物を業務の委託者に引き渡したとまたはその原因・事由により、保険期間開始後に損害賠償請求がなされるおそれのあることを知っていた場合において、その第三者の身体の障害、第三者の財物の損壊、建設コンサルタント業務の要件を充足しない成果物を業務の委託者に引き渡したとまたはその原因・事由により損害賠償請求がなされたことによる損害に対しては、保険金を支払いません。
- ②①の規定中「知っていた」とは、知らなかったとしても職業上または職務上の相当な注意をもってすれば知り得たと認められる場合を含みます。

第6条（通知）

- (1) 保険契約者または被保険者は、保険期間中に第1条（当会社の支払責任）の損害賠償請求をうけるおそれのある原因または事由が発生したことを知った場合は、その原因または事由の具体的状況を遅滞なく当会社に通知しなければなりません。

- (2) 保険契約者または被保険者が（1）の通知を行った場合は、その原因または事由によって生じた損害について、保険期間終了後に被保険者に対して損害賠償請求がなされたときは、その損害賠償請

求はこの保険契約の保険期間中になされたものとみなします。

- (3) 保険契約者または被保険者が正当な理由がなく（1）の通知を怠った場合は、保険契約者または被保険者がこの規定に違反したことによって、当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第7条（1請求の定義）

保険金額または免責金額の適用において1請求とは、損害賠償請求がなされた時もしくは場所または損害賠償請求者の数等にかかわらず、同一の業務の原因により被保険者に対して提起されたすべての損害賠償請求をいいます。なお、同一の業務の原因により被保険者に対して複数の損害賠償請求が提起された場合には、最初の損害賠償請求がなされた時にすべての損害賠償請求がなされたものとみなします。

第8条（求償権の不行使）

当会社は、普通約款第21条（代位）の規定に基づいて取得する権利のうち、被保険者の使用人その他被保険者の業務の補助者に対するものにかぎり、これを行いません。ただし、これらの者の故意によって生じた損害に対しては、その権利を行使します。

第9条（読み替え規定）

この特約条項においては、次の①から⑥までに掲げるとおり普通約款を読み替えて適用します。

- ①第2条（損害の範囲および責任限度）②および(3)の規定中「1回の事故」とあるのを「1請求」
- ②第5条（責任の始期および終期）の規定中「保険料領収前に生じた事故による損害」とあるのを「保険料領収前に提起された損害賠償請求による損害」
- ③第7条（告知義務）(3)の③の規定中「事故が生じる前に」とあるのを「損害賠償請求が提起される前に」
- ④第7条（告知義務）(4)の規定中「事故が生じた後に」とあるのを「損害賠償請求が提起された後に」
- ⑤第8条（通知義務）(4)の規定中「承認請求書を受領するまでの間に生じた事故による損害」とあるのを「承認請求書を受領するまでの間に提起された損害賠償請求による損害」
- ⑥第10条（保険料の返還または請求—告知—通知事項等の承認の場合）(4)の規定中「追加保険料領収前に生じた事故による損害」とあるのを「追加保険料を領収する以前に提起された損害賠償請求による損害」

第10条（普通約款等との関係）

この特約条項に規定しない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款の規定を適用します。

土木設計担保追加条項

第1条（業務）

建設コンサルタント業務特約条項（以下「特約条項」といいます。）第1条（当会社の支払責任）の「業務」とは、土木工事の設計をいいます。

第2条（成果物）

特約条項第1条（当会社の支払責任）の「成果物」とは、被保険者と業務の委託者との契約の目的となった予備設計、概略設計、詳細設計等の設計書類をいいます。ただし、次の①から⑤に掲げるものは含みません。

- ①建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物の設計にかかる書面
- ②日本国外で施工される土木工事にかかる書面
- ③地質または土質に関する調査報告書
- ④指定仮設備^(注)以外の仮設備に係る書面
- ⑤保険証券記載の書面
- (注) 指定仮設備

設計図書の前記または監督職員の指示により成果物に基づき施工される仮設備をいいます。

第3条（普通保険約款等との関係）

この追加条項に規定しない事項については、この追加条項の趣旨に反しないかぎり、賠償責任保険普通保険約款ならびに特約条項およびこれに付帯する他の追加条項の規定を適用します。

地質調査担保追加条項

第1条（業務）

建設コンサルタント業務特約条項（以下「特約条項」といいます。）第1条（当会社の支払責任）の「業務」とは、地質または土質に関する資料の提供およびこれに付随する業務をいい、土壌・地下水汚染状況に関する資料の提供およびこれに付随する業務（以下「土壌・地下水汚染状況調査」といいます。）ならびに汚染処理計画に関する調査、企画、立案または助言を行うこと（以下「汚染処理計画業務」といいます。）を含みます。

第2条（成果物）

特約条項第1条（当会社の支払責任）の「成果物」とは、被保険者と発注者との契約の目的となった地質調査報告書をいいます。ただし、次の①および②に掲げるものは含みません。

- ①日本国外で行われる地質調査にかかる書面
- ②保険証券記載の書面

第3条（当会社の支払責任）

当会社は、特約条項第4条（保険金を支払わない場合—その1）⑦の規定にかかわらず、被保険者、その使用人その他被保険者の業務の補助者が、日本国内において遂行した土壌・地下水汚染状況調査または汚染処理計画業務に関して、業務の委託者に引き渡した成果物に起因して、業務の対象となった土地の土壌に汚染物質が残存した結果として、被保険者が次の①および②に掲げる法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払います。

- ①業務の対象となった土地の土壌内に残存する汚染物質の除去・浄化に要する費用が発生したことによって生じる賠償責任
- ②①の除去・浄化工事遂行のために業務の対象となった土地の土壌上の建築物および土地工作物の取りこわし、再建築または移設が不可避の場合において、その取りこわし、再建築に要する費用その他工事に起因する費用が発生したことによって生じる賠償責任

第4条（定義）

前条にいう汚染物質とは、固体状、液体状もしくは気体状のまたは熱を帯びた刺激物質、有害物質および汚濁物質をいい、煙、蒸気、すず、臭気、酸、アルカリ、化学物質、石油物質、廃棄物（再生利用のための物質を含みます。）等を含みます。

第5条（普通保険約款等との関係）

この追加条項に規定しない事項については、この追加条項の趣旨に反しないかぎり、賠償責任保険普通保険約款ならびに特約条項およびこれに付帯する他の追加条項の規定を適用します。

測量業務担保追加条項

第1条（測量業務）

建設コンサルタント業務特約条項（以下、「特約条項」といいます。）第1条（当会社の支払責任）の「業務」とは、被保険者が行う、次の①から④に掲げる測量業務をいいます。

- ①測量法（昭和24年法律第188号）第4条に規定する基本測量

- ②測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 5 条に規定する公共測量
- ③測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 6 条に規定する基本測量および公共測量以外の測量
- ④測量法施行令（昭和 24 年政令第 322 号）第 1 条に規定する局地的測量または高度の精度を必要としない測量

第 2 条（成果物）

特約条項第 1 条（当会社の支払責任）の「成果物」とは、前条に規定する測量業務の結果を業務の委託者へ報告するための文書をいいます。

第 3 条（保険金を支払わない場合の不適用）

この追加条項においては、特約条項第 4 条（保険金を支払わない場合－その 1）⑨および建設コンサルタント業務追加条項第 4 条（測量の過誤または不足に関する解釈）の規定は適用しません。

第 4 条（保険金を支払わない場合）

当会社は、直接であると同接であるとを問わず、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第 4 条（保険金を支払わない場合）①から⑧、特約条項第 4 条（保険金を支払わない場合－その 1）①から⑩（ただし、⑨を除きます。）および特約条項第 5 条（保険金を支払わない場合－その 2）に掲げる事由のほか、被保険者が次の①または②に掲げる賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

①測量法の規定に違反して行った測量業務に起因する賠償責任

②履行不能または履行遅延に起因する賠償責任

第 5 条（普通約款等との関係）

この追加条項に規定しない事項については、この追加条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款ならびに特約条項およびこれに付帯する他の追加条項の規定を適用します。

建設コンサルタント業務追加条項

第 1 条（業務の委託者からの損害賠償請求に関する解釈）

当会社は、次の①から③の条件が満たされる場合は、業務の委託者以外の者から被保険者が損害賠償請求を提起された場合であっても建設コンサルタント業務特約条項（以下「特約条項」といいます。）第 1 条（当会社の支払責任）②に規定する「業務の委託者からの損害賠償請求」とみなして保険金を支払います。

①被保険者は業務の委託者に対して、その損害賠償請求を受けたことについて連絡すること。

②成果物が書面により提示された業務の条件を充足しないことについて業務の委託者から確認できること。

③当社がその内容について承認すること。

第 2 条（標準契約約款に関する解釈）

標準契約約款および標準契約約款と同様の契約書等の「かし担保」または「契約不適合責任」において規定する責任は、特約条項第 1 条（当会社の支払責任）の「法律上の賠償責任」に含まれ、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第 4 条（保険金を支払わない場合）⑧に定める「約定によって加重された賠償責任」には該当しないものとします。

第 3 条（業務の着手時点および成果物の引き渡し時点に関する解釈）

特約条項第 2 条（保険期間と保険責任の関係）(2) に規定する「業務の着手時」および「成果物の引き渡し時」とは、それぞれ業務の契約工期の始期および終期をいいます。ただし、「成果物の引き渡し時」が契約工期の終期と異なることが業務の委託者から文書により確認できた場合を除きます。

第 4 条（測量の過誤または不足に関する解釈）

特約条項第 4 条（保険金を支払わない場合－その 1）

⑨に規定する「測量」とは、単独で受注した測量業務をいい、土木設計業務または地質調査業務の一環としての測量業務は含まないものとします。

第 5 条（成果物の修補に関する解釈）

この追加条項において、特約条項第 4 条（保険金を支払わない場合－その 1）⑩に規定する「業務の成果物の修補、改善または再作成に要する費用にかかる賠償責任」とは、書面による業務の条件を充足するため本来必要であった業務にかかる費用をいいます。

第 6 条（建築物の設計にかかる書面に関する解釈）

土木設計担保追加条項第 2 条（成果物）①の「建築基準法第 2 条第 1 号に規定する建築物の設計にかかる書面」には、業務の対象物である土木構造物に従属関係にある付属建築物の設計にかかる書面を含まないものとします。

第 7 条（損害の範囲および責任の限度）

(1) 特約条項第 3 条（損害の範囲および責任の限度）の規定にかかわらず、1 請求について、当社が支払う金額は、普通約款第 2 条（損害の範囲および責任の限度）(1) ⑤の費用を除き、損害の額が保険証券記載の免責金額を超過する部分に保険証券記載の縮小支払割合を乗じて得た金額とし、保険証券記載の 1 請求保険金額をもって限度とします。

(2) 保険期間を通じて当社が支払う金額は、保険証券記載の期間中保険金額をもって限度とします。

(3) (1) および (2) の規定にかかわらず、土壌・地下水汚染状況調査または汚染処理計画業務に起因する損害については、1 請求について当社が支払う金額は、保険証券記載の保険金額または 3 億円のいずれか低い金額をもって限度とし、保険期間を通じて当社が支払う金額は、保険証券記載の期間中保険金額または 3 億円のいずれか低い金額をもって限度とします。

第 8 条（下請負人に対する求償）

(1) 特約条項第 8 条（求償権の不行使）の規定にかかわらず、当社は普通約款第 21 条（代位）の規定に基づいて取得する権利のうち、被保険者の下請負人に対するものを行使します。

(2) 下請負人の発行済株式（議決権のない株式を除きます。）総数の 50 パーセント超を被保険者が所有している場合は、(1) の規定は適用しません。ただし、これらの者の故意によって生じた場合は、その規定を適用します。

第 9 条（普通約款等との関係）

この追加条項に規定しない事項については、この追加条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款ならびに特約条項およびこれに付帯する他の追加条項の規定を適用します。

PFI・DB 担保追加条項

<用語の定義>（五十音順）

この追加条項において、次の用語はそれぞれ次の定義によります。

用語	定義
詳細設計	土木設計業務等共通仕様書（案）（建設省技調発 92 号の 1 昭和 62 年 3 月 31 日）第 1206 条 4 に記載された詳細設計をいいます。
DB	構造物の構造形式や主要諸元も含めた設計を施工と一括して発注する方式をいいます。
JV	共同企業体の在り方について（昭和 62 年 8 月 17 日建設省中建審発第 12 号）、共同企業体運営指針（平成元年 5 月 16 日建設省経振発第 52、53、54 号）に基づき設立された共同企業体をいいます。

用語	定義
PFI	民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年 7 月 30 日法律第 117 号）に基づき実施される、民間資金等を活用した事業形態をいいます。
SPC	事業契約書等で定められた事業を実施する目的に特化して設立された特別目的会社をいいます。

第 1 条（当会社の支払責任）

当会社は、建設コンサルタント業務特約条項（以下「特約条項」といいます。）第 4 条（保険金を支払わない場合－その 1）⑩および⑪の規定にかかわらず、被保険者が日本国内において PFI または DB により事業を受注したコンソーシアムに参加し、設立された SPC または JV（以下「業務の委託者」といいます。）との契約書等に基づき、被保険者またはその使用人その他被保険者の業務の補助者が遂行した建設コンサルタント業務の成果物として引き渡した詳細設計および詳細設計と同等の設計書類等に起因して、次の①および②の場合において被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払います。

①第三者（業務の委託者を除きます。以下同様とします。）の身体障害（障害に起因する死亡を含みます。）または第三者の財物の損壊に関して、被保険者が保険期間中に損害賠償請求を提起された場合

②書面により提示された業務の条件を充足しない成果物を引き渡したことにより、業務の委託者より被保険者が保険期間中に次のアまたはイの期間内に損害賠償請求を提起された場合

ア. 業務の委託者に対し成果物を引き渡した日から、最長 3 年の範囲で被保険者と業務の委託者との契約等により定められた期間。ただし、被保険者の重大な過失による損害賠償請求の場合は、最長で成果物を引き渡した日から 10 年

イ. 被保険者と業務の委託者との契約等に、アに相当する期間の定めがない場合は、成果物を引き渡した日から 1 年

第 2 条（賠償責任保険普通保険約款第 4 条（保険金を支払わない場合）⑧との関係）

前条②の場合において被保険者が負担する賠償責任は普通保険約款（以下、「普通約款」といいます。）第 4 条（保険金を支払わない場合）⑧に定める「約定によって加重された賠償責任」には該当しないものとします。

第 3 条（保険期間と保険責任の関係）

(1) 当会社は、普通約款第 5 条（責任の始期および終期）の保険期間（以下「保険期間」といいます。）中に、被保険者に対し日本国内において損害賠償請求が提起された場合にかぎり、保険金を支払います。

(2) (1) の規定にかかわらず、当会社は、保険期間開始前に着手した業務に関する成果物に起因する損害賠償責任については、継続契約(注)の場合は、次の①から③までの要件を満たし、かつ、この追加条項が付帯された保険契約の保険期間中に、被保険者に対し、日本国内において損害賠償請求が提起された場合にかぎり、保険金を支払います。

①その業務の着手後一年以内に、この追加条項が付帯された保険契約と同一の危険を担保する保険契約（以下「同種の保険契約」といいます。）が当会社との間に締結されていたこと。

②成果物の引き渡し時に同種の保険契約が当会社との間に締結されていたこと。

③当会社との間に締結された同種の保険契約が、この保険契約の保険期間の始期まで有効に存続していたこと。

(3) この保険契約が最初の保険契約（継続契約以外の PFI・DB 担保追加条項が付帯された建設コンサルタント賠償責任保険契約をいいます。）である場合

は、当会社は、(1) および (2) の規定にかかわらず、保険期間開始前に着手した業務に関する成果物に起因する損害賠償請求については、その業務が保険期間開始日以前 1 年間に着手され、この追加条項が付帯された保険契約の保険期間中に、成果物が引き渡され、かつ、被保険者に対して日本国内において損害賠償請求が提起された場合にかぎり、保険金を支払います。

(注) PFI・DB 担保追加条項が付帯された建設コンサルタント賠償責任保険契約の保険期間終了日（建設コンサルタント賠償責任保険契約が終了日前に解除されていた場合は、解除日とします。）を保険期間の開始日とする PFI・DB 担保追加条項が付帯された建設コンサルタント賠償責任保険契約をいいます。

第 4 条（読替規定）

(1) この追加条項が付帯された保険契約においては、特約条項第 6 条（通知）における「第 1 条」を「第 1 条および PFI・DB 担保追加条項第 1 条」と読み替えて適用します。

(2) この追加条項が付帯された契約においては、他の追加条項における「特約条項第 1 条」を「特約条項第 1 条および PFI・DB 担保追加条項第 1 条」と読み替えて適用します。

第 5 条（普通約款等との関係）

この追加条項に規定しない事項については、この追加条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款ならびにこれに付帯する特約条項および他の追加条項の規定を適用します。

保険料分割払特約条項（大口用）

この特約条項において使用される用語の説明は、次のとおりとします。

用語	説明
提携金融機関	当社と保険料口座振替の取扱いを提携している金融機関等をいいます。
払込期日	保険証券記載の払込期日をいいます。
分割追加保険料	分割して払い込む各回の追加保険料をいいます。
分割保険料	保険料を保険証券記載の回数に分割した金額をいいます。

第 1 条（保険料の払込み）

(1) 保険契約者は、保険料を保険証券記載の回数および金額に分割して払い込むこととします。

(2) 保険契約者は、この保険契約の締結と同時に第 1 回分割保険料を払い込み、第 2 回以降の分割保険料については、払込期日までに払い込まなければなりません。

第 2 条（第 1 回分割保険料領収前の事故）

当会社は、保険期間が始まった後であっても、保険契約者が前条 (2) の規定に従い第 1 回分割保険料を払い込まない場合は、同条 (2) の第 1 回分割保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。

第 3 条（第 2 回分割保険料不払の場合の特則）

(1) 保険契約者が分割保険料を口座振替によって払い込む場合で、第 2 回分割保険料を払い込むべき払込期日までにその払込みを怠り、その払込みを怠った理由が、提携金融機関に対して口座振替請求が行われなかったことによる場合においては、第 2 回分割保険料の払込期日の属する月の翌月の応当日をその第 2 回分割保険料の払込期日とみなしてこの特約条項の規定を適用します。ただし、口座

振替請求が行われなかった理由が保険契約者の責に帰すべき事由による場合を除きます。

(2) (1)の規定が適用される場合であっても、第3回以降の分割保険料の払込期日は変更しません。

第4条 (追加保険料の分割払)

当社が第8条(保険料の取扱い)の規定による追加保険料を請求した場合は、保険契約者は、当社で定めるところにより、分割して払い込むことができます。この場合、第2回以降の分割追加保険料については、当社が保険料の請求を行った日以降到来する払込期日に分割保険料とあわせて払い込まなければなりません。

第5条 (分割保険料および分割追加保険料不払の場合の免責)

(1) 保険契約者が第2回以降の分割保険料または分割追加保険料について、払込期日の属する月の翌月末までに、その払込みを怠った場合は、当社は、その払込期日の翌日以降に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。

(2) 保険契約者が(1)の分割保険料または分割追加保険料の払込みを怠ったことについて故意および重大な過失がなかったと当社が認めた場合は、当社は、「払込期日の属する月の翌月末」とあるのを「払込期日の属する月の翌々月の25日」に読み替えてこの特約条項の規定を適用します。

第6条 (追加保険料の払込み)

(1) 当社が第8条(保険料の取扱い)の規定による追加保険料を請求した場合は、保険契約者は、その全額または第1回分割追加保険料(以下この条において「追加保険料等」といいます。)を遅滞なく払い込まなければなりません。

(2) 当社は、保険契約者が第8条(保険料の取扱い)の表の①または②の規定による追加保険料等の支払を怠った場合(当社が保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合)にかぎり、以下同様とします。)は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(3) 第8条(保険料の取扱い)の表の①または②の規定による追加保険料等を請求する場合において、(2)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。ただし、同条の表の②に該当する場合は、通知義務の対象となる事実が生じた時における、その事実が生じた時より前に発生した事故による損害または傷害については、この規定を適用しません。

(4) 保険契約者が第8条(保険料の取扱い)の表の③の規定による追加保険料等の払込を怠った場合は、当社は、追加保険料等領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、契約内容変更の承認の請求がなかったものとして、普通保険約款およびこれに付帯される他の特約条項に従い、保険金を支払います。

第7条 (分割保険料または分割追加保険料不払の場合の解除)

(1) 当社は、次の①に定めるところにより、この保険契約を解除することができます。この場合の解除は、次の②に定める時から将来に向かってのみその効力を生じます。

①当社が保険契約を解除できる場合	<p>ア. 払込期日の属する月の翌月末までにその払込期日に払い込まれるべき分割保険料または分割追加保険料の払込みがない場合</p> <p>イ. 払込期日までに、その払込期日に払い込まれるべき分割保険料または分割追加保険料の払込みがなく、かつ、その翌月の払込期日(以下「次回払込期日」といいます。)までに、次回払込期日に払い込まれるべき分割保険料または分割追加保険料の払込みがない場合</p>
②解除の効力が生じる時	<p>ア. ①ア. による解除の場合は、その分割保険料または分割追加保険料を払い込むべき払込期日</p> <p>イ. ①イ. による解除の場合は、次回払込期日</p>

(2) 当社は、(1)の解除を行う場合は、保険契約者に対する書面により解除の通知を行います。

第8条 (保険料の取扱い)

次の①から⑤までのいずれかの事由により保険料の返還または請求を行う場合は、当社は、普通保険約款の保険料の返還または請求に関する規定にかかわらず、その事由ごとに次の①から⑤までの保険料を返還または請求します。

事由	保険料の返還または請求方法
① 普通保険約款第7条(告知義務)(1)により告げられた内容が事実と異なる場合において、保険料率を変更する必要があるとき	変更前の保険料率と変更後の保険料率との差に基づき計算した保険料を返還または請求します。
② 普通保険約款第8条(通知義務)(1)の通知に基づいて、保険料率を変更する必要がある場合	変更前の保険料率と変更後の保険料率との差に基づき計算した保険料を返還または請求します。
③ ①および②のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって契約内容変更の承認の請求を行い、当社がこれを承認する場合	変更前の保険料率と変更後の保険料率との差に基づき計算した保険料を返還または請求します。
④ この保険契約が失効または解除(注1)となった場合	<p>ア. 保険料が、賃金、入場者、領収金、売上高等に対する割合によって定められる場合</p> <p>既に払い込まれた保険料と失効または解除(注1)の日までの期間に対する保険料(注2)との差額を返還または請求します。</p> <p>イ. 保険料がア. 以外によって定められる場合</p> <p>未経過期間に対応する保険料と未払込分割保険料(注3)との差額を返還または請求します。</p>
⑤ 前条(1)の規定により、この保険契約が解除となった場合	既に払い込まれた既経過期間に対応する保険料は返還しません。

(注1) 解除
⑤の場合を除きます。

(注2) 失効または解除(注1)の日までの期間に対する保険料
解除(注1)の場合において、この保険契約で定められた最低保険料に達しないときは、その最低保険料とします。

(注3) 未払込分割保険料
この保険契約において払い込まれるべき保険料の総額から、既に払い込まれた保険料の総額を差し引いた額をいいます。

第9条 (準用規定)

この特約条項に定めのない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯される他の特約条項の規定を準用します。

共同保険に関する特約条項

第1条 (独立責任)

この保険契約は、引受保険会社(注)による共同保険契約であって、引受保険会社(注)は、保険証券記載のそれぞれの保険金額または引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に、保険契約上の権利を有し、義務を負います。

(注) 引受保険会社
保険証券記載の保険会社をいいます。以下この特約において同様とします。

第2条 (幹事保険会社の行う事項)

保険契約者が保険契約の締結に際しこの保険契約の幹事保険会社として指名した保険会社は、全ての引受保険会社のために次の①から⑩までに掲げる事項を行います。

① 保険契約申込書の受領ならびに保険証券等の発行および交付

② 保険料の収納および受領または返れい

③ 保険契約の内容の変更の承認または保険契約の解除

④ 保険契約上の規定に基づく告知または通知に係る書類等の受領およびその告知または通知の承認

⑤ 保険金請求権等の譲渡の通知に係る書類等の受領およびその譲渡の承認または保険金請求権等の上の質権の設定、譲渡もしくは消滅の通知に係る書類等の受領およびその設定、譲渡もしくは消滅の承認

⑥ 保険契約に係る異動承認書の発行および交付または保険証券に対する裏書等

⑦ 保険の対象その他の保険契約に係る事項の調査

⑧ 事故発生もしくは損害発生等の通知に係る書類等の受領または保険金請求に関する書類等の受領

⑨ 損害の調査、損害の査定、保険金等の支払および引受保険会社の権利の保全

⑩ その他①から⑨までの事務または業務に付随する事項

第3条 (幹事保険会社の行為の効果)

この保険契約に関し幹事保険会社が行った前条①から⑩までに掲げる事項は、全ての引受保険会社がこれを行ったものとみなします。

第4条 (保険契約者等の行為の効果)

この保険契約に関し保険契約者等が幹事保険会社に対して行った通知その他の行為は、全ての引受保険会社に対して行われたものとみなします。

保険料の確定に関する追加条項 (賠償責任保険用)

第1条 (保険料算出の基礎)

(1) 賠償責任保険普通保険約款(以下「普通約款」といいます。)の用語の説明にある「賃金」、「入場者」、「領収金」および「売上高」の規定にかかわらず、この保険契約において「賃金」、「入場者」、「領収金」および「売上高」とは、それぞれ次の①から④までのものをいいます。

① 賃金
保険契約締結時に把握可能な最近の会計年度(1年間)において、保険証券記載の業務に従事する被保険者の使用人に対して、労働の対価として被保険者が支払った金額の総額をいいます。

② 入場者
保険契約締結時に把握可能な最近の会計年度(1年間)において、有料・無料を問わず保険証券記載の施設に入場を許された総人員をいいます。ただし、被保険者と世帯を同じくする親族および被保険者の業務に従事する使用人を除きます。

③ 領収金
保険契約締結時に把握可能な最近の会計年度(1年間)において、保険証券記載の業務によって被保険者が領収した税込金額の総額をいいます。

④ 売上高
保険契約締結時に把握可能な最近の会計年度(1年間)において、保険証券記載の業務によって被保険者が販売した商品の税込対価の総額をいいます。

(2) 当社は、この保険契約の保険料が(1)①から④までに掲げるもの以外の金額、人数等に対する割合によって定められる場合は、保険料を定めるために(1)に準じて、保険契約締結時に把握可能な最近の会計年度(1年間)におけるその金額、人数等を用います。

第2条 (確定精算の省略)

当社は、普通約款第11条(保険料の精算)(1)および(3)ならびに第15条(失効・解除の特例)の規定を適用しません。

第3条 (普通約款等との関係)

この追加条項に規定しない事項については、この追加条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款ならびにこれに付帯する特約条項および他の追加条項の規定を適用します。

